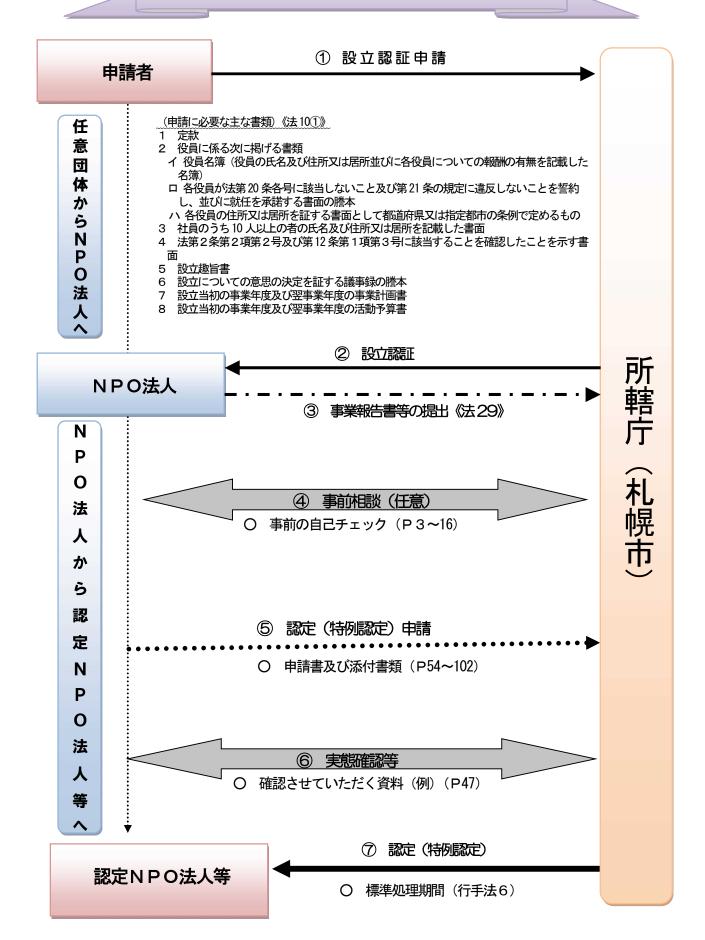
# 認定NPO法人制度について

I 導入編Ⅲ 解説編様 式 集 等

特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き(札幌市版)

# 導 入 編

#### 1 認定 NPO 法人等になるまでのフロー



(注)設立認証申請手続及び認定(特例認定)申請手続の詳細については、各所轄庁のNPO担当窓口でご確認ください。

## 2 認定等申請手続

認定又は特例認定を受けようとする NPO 法人は、認定申請書等を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、所轄庁に提出することとされています(法 44②、58②)。

ただし、申請書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります(法 45①八、59 一)。

#### ◎ 認定又は特例認定を受けるための申請書及びその添付書類(条例で定める書類)

		申 請 書	
	1	申請者(NPO法人)の名称	
記	2	代表者の氏名	
載	3	主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地	
事	4	設立の年月日	
項	(5)	申請者(NPO法人)が現に行っている事業の概要など条例で定	める事項

#### 申請書の添付書類

- ① 寄附者名簿 (実績判定期間内の日を含む各事業年度分)
- ② 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (注) ①の書類については、条例個別指定の基準に適合する法人、特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません(法442)、582)。

#### (参考)

	毎事業年度1回所轄庁への提出が必要な書類
1	事業報告書
2	活動計算書
3	貸借対照表
4	財産目録
(5)	年間役員名簿
6	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

# 3 事前チェックシート

- O 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。
  - (注)特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。
- O 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ、②、④D・Eは<u>実績判定期間</u>において、項目①ハは<u>申請日の前日</u>において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- O 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

#### 《チェックポイント》

① イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P5) 特 又は 認 ロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(P6) 定	適・否
② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P8)	適・否
③ 運営組織及び経理が適切である(P10)	適・否
④ 事業活動の内容が適正である(P11)	適・否
⑤ 情報公開を適切に行っている(P12)	適・否
⑥ 所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P13)	適・否
⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P14)	適・否
⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過している(P15)	適・否
⑨ 欠格事由のいずれにも該当しない(P16)	適・否

#### ご注意ください!

- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全ての チェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。
- O ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に所轄 庁にお問い合わせください。



O 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の<u>直前に終了した事業年度の末日以前5年(過</u> 去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業

年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。 A. 申請(予定)年月日 B. 直前終了事業年度 (1)日) 年 日) 月 月  $\boldsymbol{\mathsf{B}}$ 月 Bの1年前事業年度 2 ( 年 月 年 月 日) 日 ~ ③ ( 年 Bの2年前事業年度 年 月 日 ~ 月 日) Bの3年前事業年度 年 月 年 月 4 ( 日 ~ 日) Bの4年前事業年度 **(5)** ( 年 月 日 ~ 年 月 日) 認定を受けたことのない法人 申請 □ 過去に認定を受けたことの 又は 区分 ある法人 特例認定を受ける法人 実績 判定 □ 2事業年度 (①~②決算期) □ 5事業年度 (①~⑤決算期) 期間 実績判定期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日) B. (1) 年 月 4 (1)  $\nabla$ Δ 年 (5事業年度) A. 月 認定を受けたことのある法人 実績判定期間 認定を受けたことのない法人 実績判定期間 特例認定を受ける法人 (2事業年度)

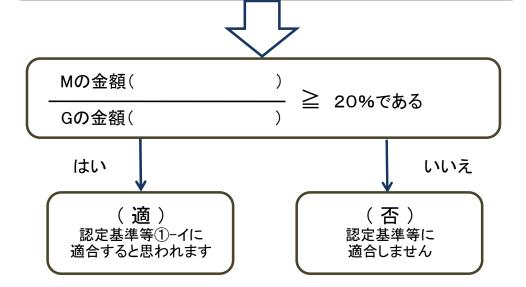
☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

#### 認定基準等①-イ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【相対値基準】

#### 実績判定期間における 円 ) A. 活動計算書の「総収入金額<sup>(注)</sup>」 B. 国・地方公共団体からの補助金等 円 ) C. 資産売却による臨時収入 円 ) D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) 円 ) E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 円 ) 円 ) F. 休眠預金等交付金関係助成金 円 ) G. 差引金額(A-B-C-D-E-F) (注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額)を記載します。

# 実績判定期間における H. 受け入れた「寄附金総額<sup>(注)</sup>」 ( 円 ) I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計 ( 円 ) J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) ( 円 ) K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 ( 円 ) L. 休眠預金等交付金関係助成金 ( 円 ) M. 差引金額(H-I-J-K-L) ( (注)対価性のない助成金等を含みます。

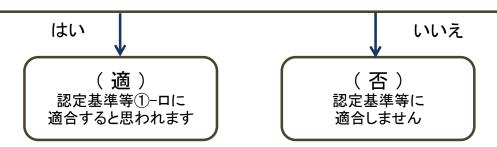


※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

#### 認定基準等①-ロ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係 助成金を受け取っている場合は、3.000円に当該休眠預金等交付金関係助 成金の額を加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。



#### (注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者 のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの 者は寄附者数に含めません。
- ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている 場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が100 人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してく ださい。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

		実績判定	期間.	月数(A)	)	年3,000円以上の寄附	l者数(B)
1	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
2	王	年 年	月 月	日日	月		人
3	王	年 年	月 月	日日	月		人
4	至	年 年	月 月	日日	月		人
<b>⑤</b>	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
				合 計	月		人
	Bの合計	·(	) ×	12	Ī	在亚均	1

初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

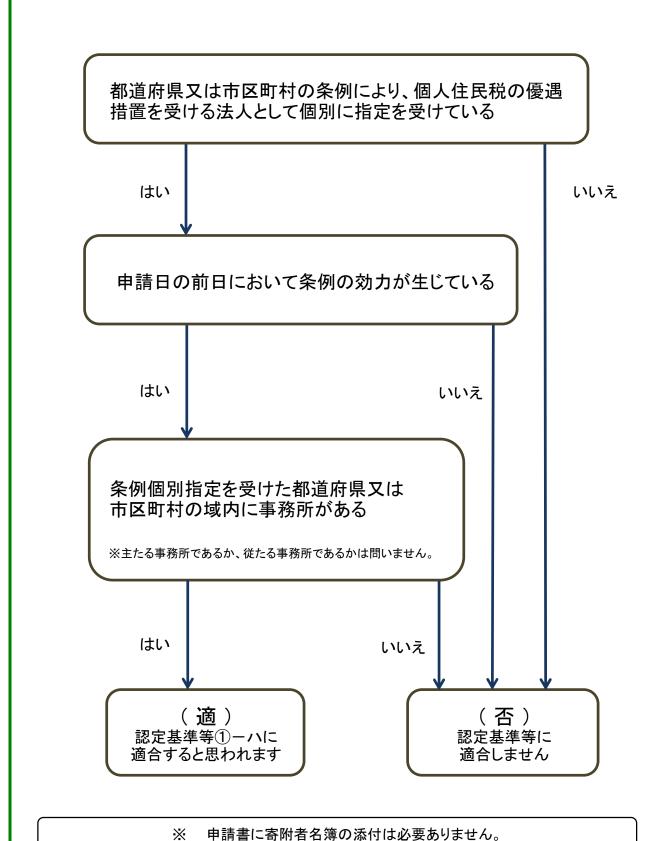
Aの合計(

年平均

≥ 100

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

#### 認定基準等①-ハ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【条例個別指定法人】



#### 認定基準等② ― 活動の対象について ―

#### *実績判定期間における*事業活動

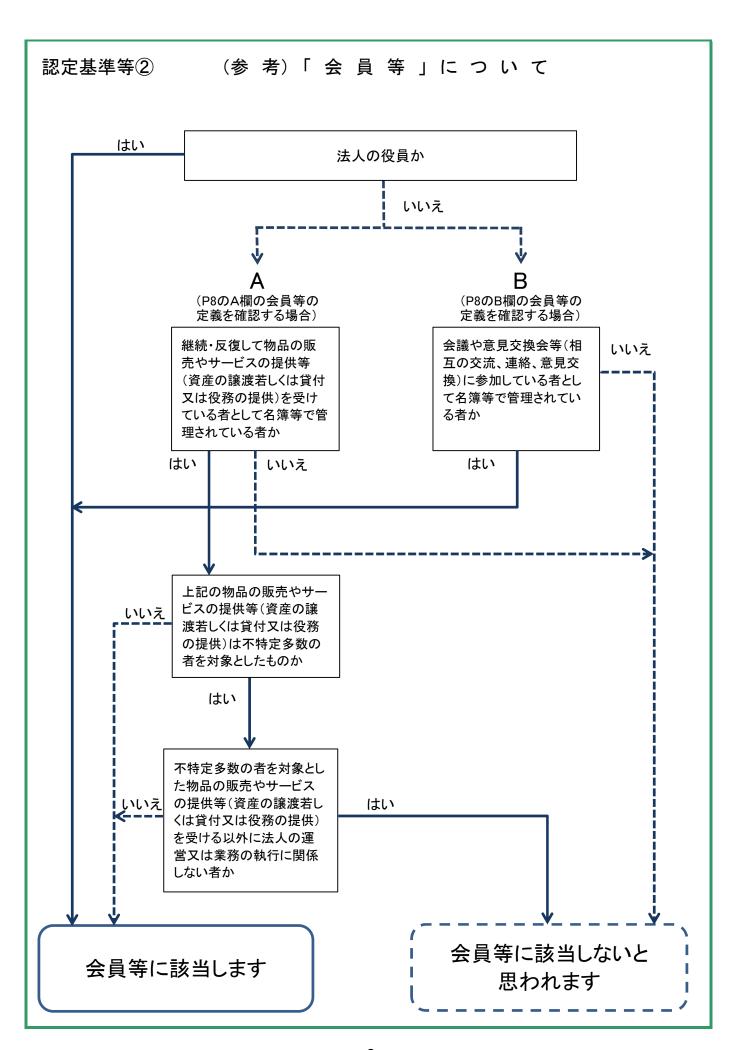
- A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- C. 特定のグループにの み便益が及ぶ活動
- E. 特定の者の意に反し た行為を求める活動

- B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
- D. 特定の人物や著作物 に関する普及啓発や広 告宣伝などの活動
- F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動

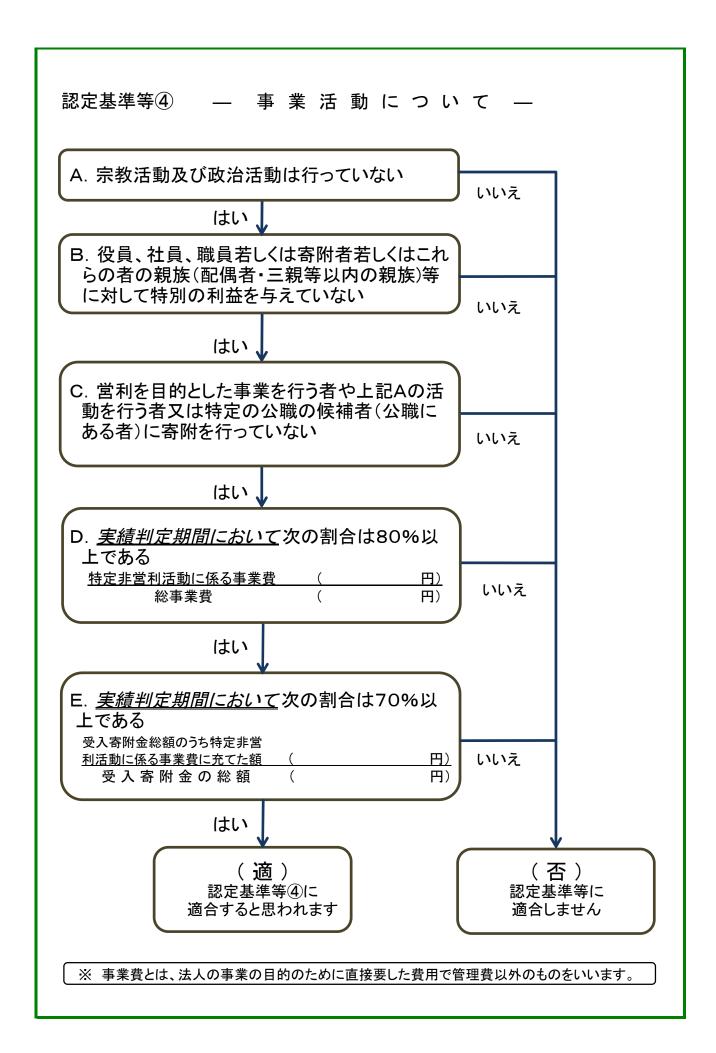


AからF(条例で個別に指定されている法人は、AからE)の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

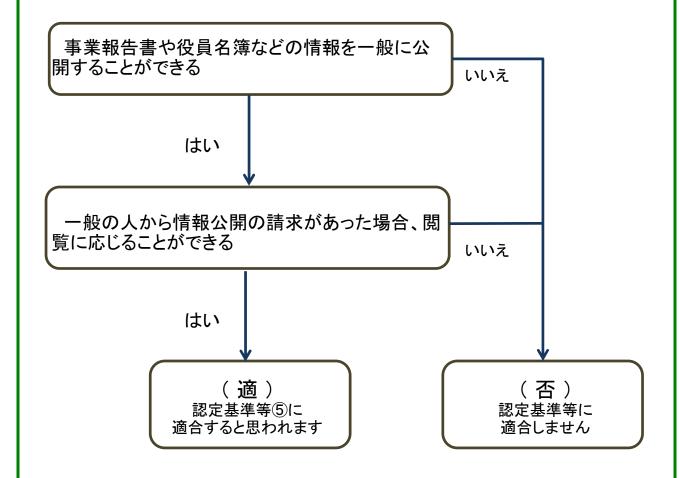
※ 「会員等」の定義については、P9を参照願います。



# 認定基準等③ ― 運営組織及び経理について -役員総数のうち、役員及びその役員の親族(配 偶者・三親等以内の親族)等で構成されるグルー いいえ プの人数の占める割合が1/3以下である はい 役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人 並びにこれらの者の親族(配偶者・三親等以内の 親族)等で構成されるグループの人数の占める割 いいえ 合が1/3以下である はい 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けてい る又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記 いいえ 録し保存している はい 各社員の表決権が平等である いいえ はい 支出した金銭について使途が不明なものはな く、また、帳簿に虚偽の記載はしていない いいえ はい (適) (否) 認定基準等に 認定基準等③に 適合すると思われます 適合しません



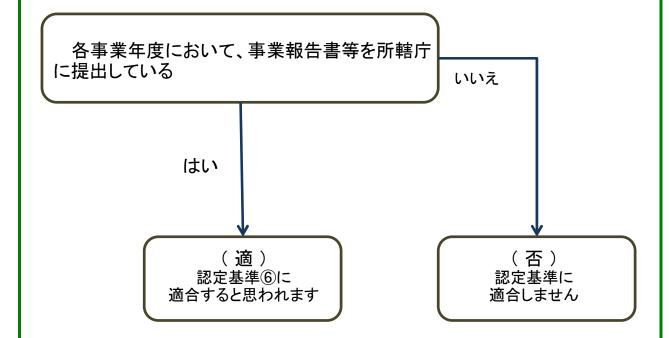
## 認定基準等⑤ — 情報公開について —



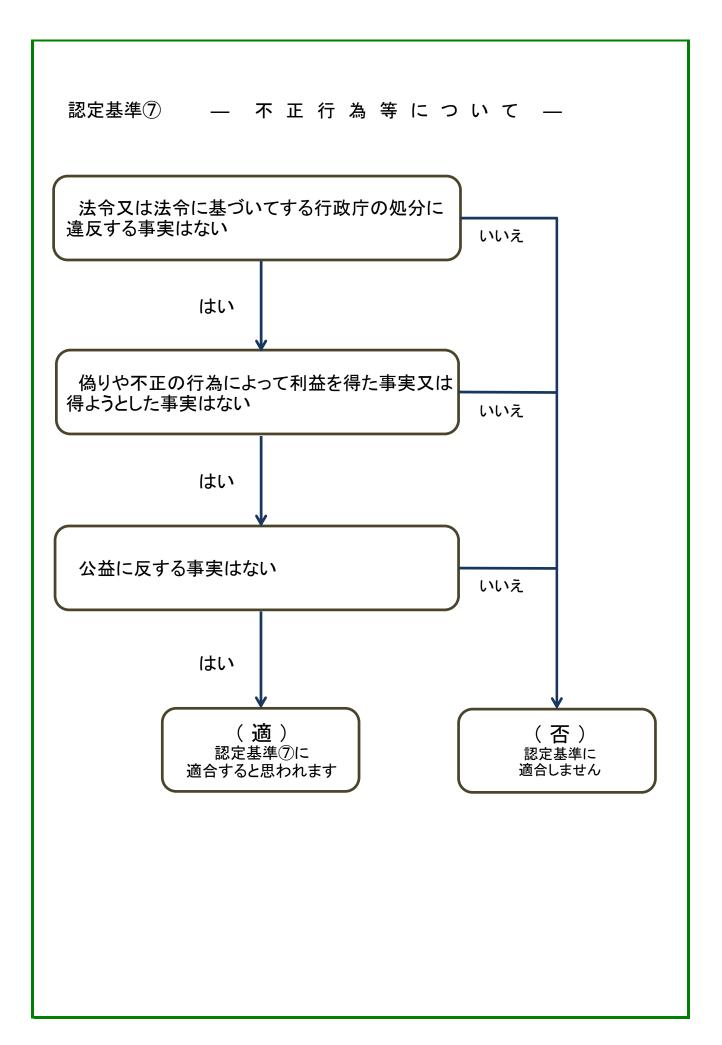
#### ※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

# 認定基準⑥ ― 所轄庁への書類提出について ―



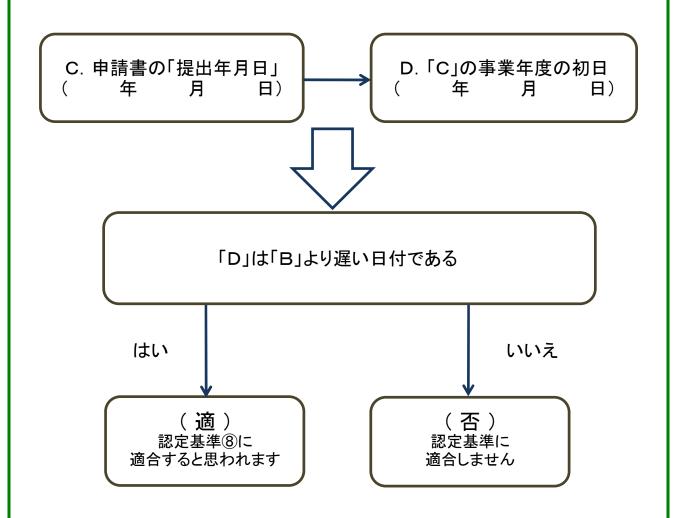
- ※ 事業報告書等
  - 事業報告書
  - 活動計算書
  - 貸借対照表
  - 財産目録
  - 年間役員名簿
  - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び 住所又は居所を記載した書面



#### 認定基準8 ― 設立後の経過期間について ―

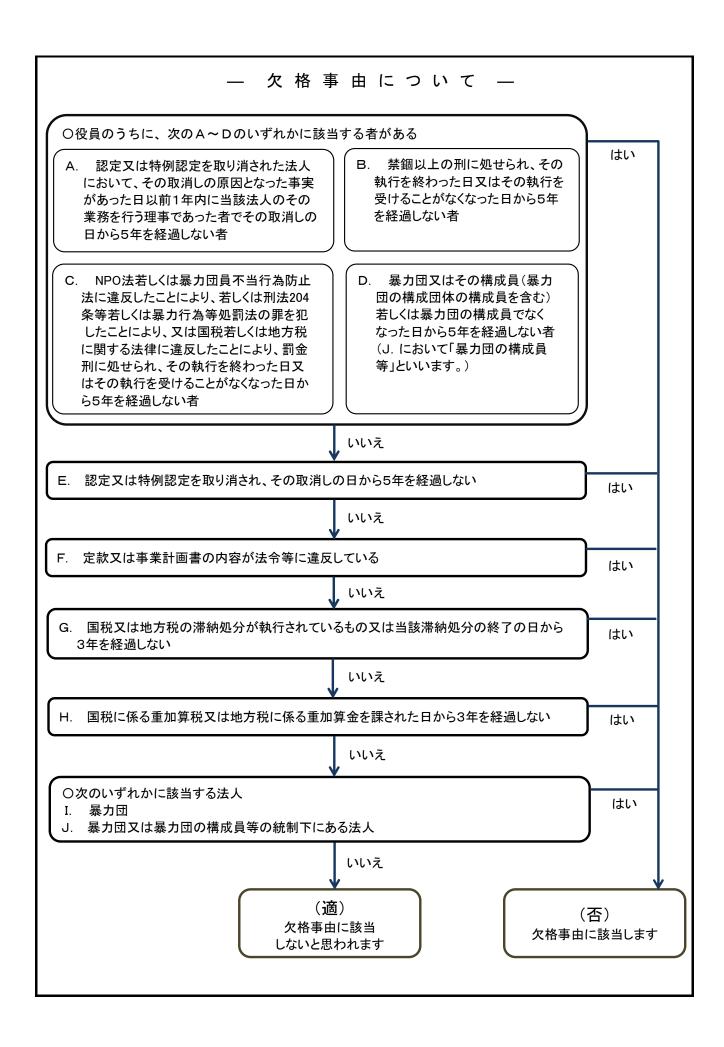
 A. 登記上の「設立年月日」
 B. 「A」の1年を経過した日<sup>(※)</sup>

 ( 年 月 日)
 年 月 日)



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。



# 解説編

### 認定手続等の概要

#### NPO法人

(特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をしいいます(法22、101)。

#### 事前相談(任意)

- ◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
  - ▶ 問い合わせについては裏表紙をご覧ください。
  - ➤ 認定を受けるための基準についてはP28~44をご確認ください。

#### 申請書提出

- ◎ NPO法人の所轄庁に認定(特例認定)申請書を提出してください。
  - ➤ 申請手続についてはP18~21 をご確認ください。
  - ➤ 申請様式については「様式例」P54~102 をご確認ください。

#### 実態確認等

- ◎ 所轄庁の担当者が実態確認等を行う場合があります(法73)。
  - ➤ 確認させていただく資料 (例) については<u>P47</u>をご確認ください。

#### —認定NPO法人—

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます(法23、441)。

#### —特例認定NPO法人—

NPO法人の設立の日から5年経過しないものうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます(法24、581)。

# ② 【令和**2**年改正点】

#### 役員報酬規程等の提出

(P103~104参照)

◎ 認定 NPO 法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です(法55①②、62)。

#### 情報公開

(P105~107参照)

② 認定 NPO 法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請 の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当 な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません(法52④、54④、62)。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(法52⑤)。

#### 異動の届出等

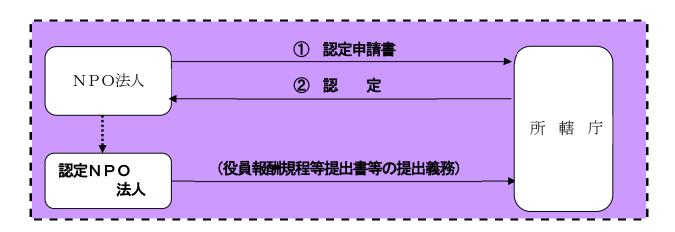
(P104参照)

○ 認定 NPO 法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等(添付書類を含みます。)を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法49④、52①~③、53①④、62、法規30、31②)。

#### 1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

#### (1) 認定を受けようとする場合

- イ 認定 NPO 法人として認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の ①~③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります(法 44②)。
  - (注) 申請書及び添付書類については、様式例54~102頁をご覧ください。
  - ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿(寄附金の支払者ごとの氏名(法人の名称)と 住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの)
    - (注) 実績判定期間とは、認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法44③)。詳しくは、22~24頁「参考1(実績判定期間)」を参照してください。
  - ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (注) 認定の各基準については28~45 頁を、欠格事由については45~46 頁をご覧ください。
  - ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を 超える期間が経過している必要があります(法45①八)。
- ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります(法51①)。 認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法 人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(次頁の「(3)認定の有効期間の更新を受けようと する場合」を参照してください。)(法51②)。



#### (2) 特例認定を受けようとする場合

- イ 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります(法 44 ②、58②)。
  - (注) 申請書及び添付書類については、様式例54~102頁をご覧ください。
  - ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
    - (注1) 特例認定の各基準及び欠格事由については「3認定NPO法人としての認定を受けるための基準(PST基準を除きます。)」(32~46頁) をご覧ください。
    - (注2) 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した 事業年度の末日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日まで

の期間となります(法443)、58(2))。詳しくは、22~24 頁を参照してください。

- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- - ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
  - ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること
  - ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと
- ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります(法60)。 特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効 期間の経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定NPO法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います(法61①四)。

#### (3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

- イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間(以下「更新申請期間」といいます。)に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①~②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります(法51②③5)。
  - ① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (注) 更新に係る認定の基準については28~45 頁を、欠格事由については45~46 頁をご覧ください。
  - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
    - (注1) 申請書及び添付書類については、59~101 頁をご覧ください。認定の有効期間の更新の申請書には、 寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります (法51⑤、542)—)。
    - (注2) 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法443)、51(5)。
    - (注3) 上記①、②に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、 その添付を省略することができます(法51⑤ただし書)。
- ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります(法51①)。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります(法51④)。

#### (4) 認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務

イ 認定 NPO 法人等は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、役員報酬規程等を所轄庁(2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等にあっては、所轄

庁及び所轄庁以外の関係知事) に提出しなければなりません(法54②③、55、62)。提出する書類等の詳細は、103 頁~104 頁「(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。

- ロ 認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の通知を受けた認定 NPO 法人等(所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。)は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法49④、62、法規27②)。
  - ① 法規第27条第2項に規定する様式第1号
  - ② 直近の事業報告書等(A事業報告書、B活動計算書、©貸借対照表、D財産目録、E年間役員名簿 (直近の事業年度において役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの 者の当該事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいいます。)、E前事業年度末日における社員 のうち10人以上の者の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載 した書面)
  - ③ 役員名簿
  - ④ 定款等(A定款、B認証に関する書類の写し、C登記事項証明書の写し)
  - ⑤ 所轄庁に提出した申請書及び添付書類の写し
  - ⑥ 認定又は特例認定に関する書類の写し
- ハ 認定の有効期間の更新の通知を受けた認定 NPO 法人 (所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。) は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません (法49④、51⑤、法規28)
  - ① 法規第28条に規定する様式第2号
  - ② 所轄庁に提出した認定の有効期間の更新を受けるための申請書及び添付書類の写し
  - ③ 認定の更新に関する書類の写し

#### ≪参 考≫

#### 1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定NPO法人等でない者は、その名称又は商号中に認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております(法50①②、62)。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります(法78二~五)。

#### 2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO 法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります(法49①、51⑤、62)。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する NPO 法人について認定等を行ったときは、その認定 NPO 法人等の名称その他一定の事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事(以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。)に通知することとされております(法493)、62、法規27①)。

#### 3 認定の公示

所轄庁は、認定NPO法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用 その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております(法49②、51⑤、62)。 (公示事項)

- ① 認定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①~④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定 NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております(法 532)、62)。

- ⑥ 上記(公示事項)①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記(公示事項) ③、⑤に掲げる事項に係る定款変更(所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。)の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記(公示事項)⑤に掲げる事項に変更があったとき

#### 4 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います(法57①、61)。

- イ 認定等の有効期間が経過したとき (法514)の場合にあっては、更新拒否処分されたとき)
- ロ 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が法 63①の認定 を経ずにその効力を生じたとき(法 63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき)
- ハ 認定NPO法人等が解散したとき
- ニ 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な 方法により、その旨を公示することとされております(法57②)

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております(法57③、62)。

#### 5 協力依頼

所轄庁は、NPO法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています(法73)。この規定により、所轄庁が認定申請中のNPO法人や認定NPO法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

#### 参 考1 (実績判定期間)

実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます(法443、515、582)。

#### 【具体例1】

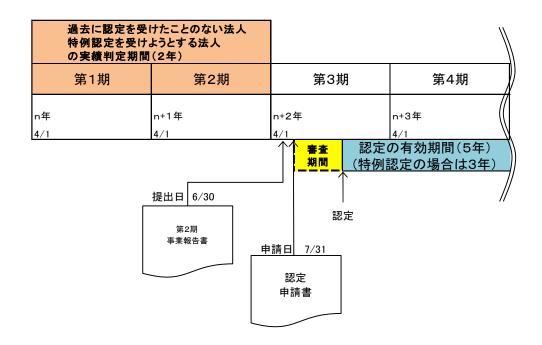
《過去に認定を受けたことのない法人(又は特例認定を受けようとする法人)の申請の場合》

**▶事業年度** 4月1日~翌年3月31日

▶事業報告書等の所轄庁への提出日 n+2年6月30日▶申請書を提出した日 n+2年7月31日

▶実績判定期間 n年4月1日 (第1期) ~n+2年3月31日 (第2期)

過去に認定を受けたことのない法人(又は特例認定を受けようとする法人)が申請を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日(第1期)からn+2年3月31日(第2期)までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準(PST基準等)については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



#### 【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

▶ 事業年度 : 4月1日~翌年3月31日

事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日対回の認定申請書の提出日 : n+3年3月16日

➤ 認定の有効期間 : n+3年8月1日~n+8年7月31日➤ 更新申請期間 : n+8年1月31日~n+8年4月30日

#### ▶ 更新の申請書の提出日 : ケースA又はケースBのとおり

《ケースA: 更新申請期間中のn+8年1月31日~n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間: n+2年4月1日(第3期)~n+7年3月31日(第7期)

更新申請期間中のn+8年1月31日 $\sim n+8$ 年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日(第3期) $\sim n+7$ 年3月31日(第7期)となります。

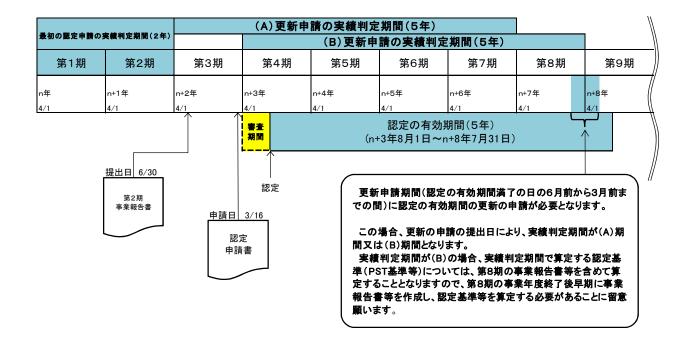
この場合の実績判定期間で算定する認定基準 (PST基準等) については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB: 更新申請期間中のn+8年4月1日~n+8年4月30日 に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間: n+3年4月1日(第4期)~n+8年3月31日(第8期)

更新申請期間中のn+8年4月1日 $\sim n+8$ 年4月30日 に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日(第4期) $\sim n+8$ 年3月31日(第8期)となります。

この場合の実績判定期間で算定する認定基準 (PST基準等) については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



#### 【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

▶ 事業年度 : 4月1日~翌年3月31日

▶ 事業報告書の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日▶ 特例認定申請書の提出日 : n+2年8月31日

► 特例認定申請に係る実績判定期間 : n年4月1日(第1期)~n+2年3月31日(第2期)

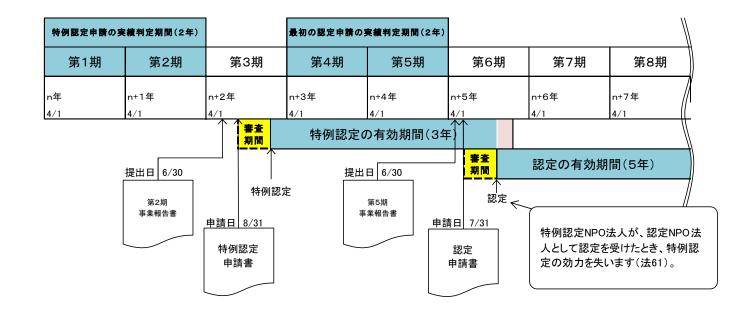
► 特例認定の有効期間 : n+2年12月16日~n+5年11月15日

➤ 認定申請書の提出日 : n+5年7月31日

≫ 認定申請に係る実績判定期間 : n+3年4月1日(第4期)~n+5年3月31日(第5期)

#### ➤ 認定の有効期間

#### : n+5年11月16日~n+10年11月15日



#### 参考2 (認定を受けるための申請書及び添付書類)

#### イ 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申	請言	<b>事</b>	· 添付書類					
認	認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書							
1	1 寄附者名簿 <sup>(注)</sup>							
2	2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
		イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。						
			イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人					
			認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)					
			認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)					
			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)					
	号基準		受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)					
	準		社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)					
			口_ 絶対値基準					
			認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)					
			ハ 条例個別指定基準					
			認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)					
	_	γv	ずれかの書類を提出することとなります。					
	二号基準		認定基準等チェック表(第2表)					
	準		認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)					
	=	認	定基準等チェック表(第3表)					
	三号基準	役	員の状況(第3表付表1)					
	準	帳	簿組織の状況(第3表付表2)					
	四	認	定基準等チェック表(第4表)					
	四号基準	役	員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)					
	準		役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)					
	基五準号	認定基準等チェック表(第5表)						
	号 六 基準 人	認定基準等チェック表(第6、7、8表)						
	欠格事由チェック表							
3	寄附金	をす	で当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません(法44②ただし書)。

口	認定の	有效	期間の	の更新の申請書及び添付書類一覧	
申	請	書	·	· 付 書 類	
認	定特定	非営利	训活重	法人の認定の有効期間の更新の申請書	
1	認定	基準等	争に通	合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
		イ	<b>,</b> П,	、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
			イ	相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)	
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)	
	_			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)	
	号 基準			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)	
	準			社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)	
			口	絶対値基準	
				認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)	
			ハ	条例個別指定基準	
				認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)	
	_	いずれかの書類を提出することとなります。			
	一号基準		認	定基準等チェック表 (第2表)	
	準		認	定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)	
	=	認	認定基準等チェック表(第3表)		
	三号基準	役員の状況(第3表付表1)		<b>伏</b> 況(第3表付表 1)	
	準	帳	簿組	織の状況(第3表付表2)	
	加	認	定基	準等チェック表(第4表)	
	四号		昌等	で対する報酬等の状況(第4表付表1)	

役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)

役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)

認定基準等チェック表(第5表)

認定基準等チェック表(第6、7、8表)

欠格事由チェック表

2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

#### (注意事項)

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません(法51⑤)。
- 2 特定非営利活動促進法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項は、 改めて記載する必要はありません(法51⑤ただし書)。
- 3 「認定基準等チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準等チェック表(第6表)並びに(第8表)」欄の記載は必 要ありません。

#### ハ 特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

#### 申請書・添付書類

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

_	γV	ずれかの書類を提出することとなります。		
一号基準		認定基準等チェック表(第2表)		
牽		認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)		
	認定基準等チェック表(第3表)			
二号基準	役員の状況(第3表付表1)			
準	権 帳簿組織の状況(第3表付表2)			
ш	認定基準等チェック表(第4表)			
四 号 役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)		員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)		
牽	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)			
基五	認定基準等チェック表(第5表)			
号 <u>某</u> 準	認定基準等チェック表(第6、7、8表)			
欠格	欠格事由チェック表			

\_\_\_\_\_

2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

#### (注意事項)

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません(法58②、59一)。

#### (参考)

#### 所轄庁に提出していることが必要な書類

- ① 事業報告書
- ② 計算書類 (活動計算書、貸借対照表)
- ③ 財産目録
- ④ 年間役員名簿(役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を 記載した名簿)
- ⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

#### (注意事項)

上記書類は認定申請書への添付は不要ですが、法第 29 条の規定に基づき所轄庁に提出していることが認定基準の一つとなっています (法 45①六)。

#### 2 認定等の基準の概要

#### (1) 認定の基準の概要

認定NPO法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に 資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたものののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法 45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については32頁以降をご覧ください。

項目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリック・サポー ト・テスト (PST) につ いて	広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。
	1 相対値 <u>基準</u>
	イ原則
	実績判定期間における 1
	寄附金等収入金額 ÷ 経常収入金額 ≧ ───── 5 (注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、33 頁を参照 してください。
	ロ 小規模法人の特例
	実績判定期間における
	受入寄附金総額— ホの金額 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	総収入金額一二の金額 5
	(注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 (注2) 小規模法人の定義、二の金額、ホの金額、への金額については、32頁 及び35~36頁を参照してください。
	※ 上記イ又は口の相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、36~37 頁を参照してください。

	2 絶対値基準
	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(た
	だし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に 当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者
	の数の合計数が年平均100人以上であること。
	<ul> <li>(注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。</li> <li>(注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。</li> <li>(注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</li> <li>(注4) 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28 年法律第101 号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。</li> </ul>
	3 条例個別指定基準
	都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人(その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。)については、パブリック・サポート・テスト基準を満たしているものとして取り扱われます。
(2) 活動の対象について	実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が
	50%未満であること。 イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動
	※ (1)3の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定したNPO法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。
(3) 運営組織及び経理について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。
	① 役員のうち親関終有する辞で構成する ÷ 役員の総数 ≦ 1 3
	役員のうち特定の法人の役員 ② 又は使用人等で構成する ÷ 役員の総数 ≦ —— 最も大きなグループの人数 3
	ロ 各社員の表決権が平等であること。
	ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法 人税法施行規則第53条〜第59条に規定する青色申告法人と同等に取引 を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

(4) 事業活動について	次のいずれの基準にも適合していること。
	イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
	① 宗教活動
	② 政治活動
	③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動
	ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別
	の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活
	動を行う者または特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行って
	いないこと。
	ハ 実績判定期間における ÷ 総事業費 ≧ 80%
	特定非営利活動に係る事業費
	ニ 実績判定期間における受入客
	ニ 実績判定期間における受入寄
	動に係る事業費に充てた額
	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。
	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載
	の部分を除いたもの)
	ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明す
	る書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載し
	た書類
	② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他
	の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する
	事項その他一定の事項等を記載した書類
	③ 助成の実績を記載した書類
(6) 事業報告書類等の提出	各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提
について	出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他
	不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事
	実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間につ	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日におい
(-) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	て、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
(9) 過去の認定等の有無に	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。
ついて (10) 声は0日2 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
(10) 設立の日からの経過	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経
期間について	過しない法人であること。

認定 NPO 法人等の上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハと二の基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります(ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)  $\mu$ 0 基準を除きます。)(法 45① 九)。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます(法67(2)。

#### (2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例 認定を受けることができません(法47、62)。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については45~46 頁をご覧ください。

項目	欠格事由の概要
(1) 役員のうち、次のいずれか に該当する者がある	NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、 欠格事由に該当します。
(3) 定款又は事業計画書の内 容が法令に違反している	NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処 分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は 地方税に係る重加算金を課 されてから3年を経過して いない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

#### 3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、次の(1)~(8)の認定基準に適合する必要があります(法 45 ①、法令 1 ~ 5)。

#### (1) パブリック・サポート・テスト (PST) に関する基準

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次の①~③のいずれかの基準を選択できます。

#### ① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分 母・分子に算入しない 場合	<b>《算式 1》</b> 原 則 (33~35 頁参照)	《算式2》 小規模法人の特例 (35~36 頁参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する 場合(小規模法人の特例 適用なし) (36~37 頁参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する 場合(小規模法人の特例 適用あり) (37 頁参照)

#### ≪小規模法人の特例≫

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者(役員又は社員を除きます。)の数が50人以上である法人に限られます(法45②、法令3)。

#### 【其式】

実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額 ≥ 50 人が 3,000 円以上である寄附者(役員、社員除く)の数

## ② 絶対値基準 ≪算式5≫

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること(38頁参照)。

- (注1) 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- (注2) 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- (注3) 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

## 【算式】

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000 円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取と っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成 金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数

× 12

\_ ≥ 100 人

## 実績判定期間の月数

## ③ 条例個別指定基準

認定 NPO 法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること(その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。)。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

## 《算式1》 相対値基準(原則)

実績判定期間における

【経常収入金額とは?】

総収入金額 - イの金額

【寄附金等収入金額とは?】

受入寄附金総額 - 口の金額 + 八の金額

#### (解説)

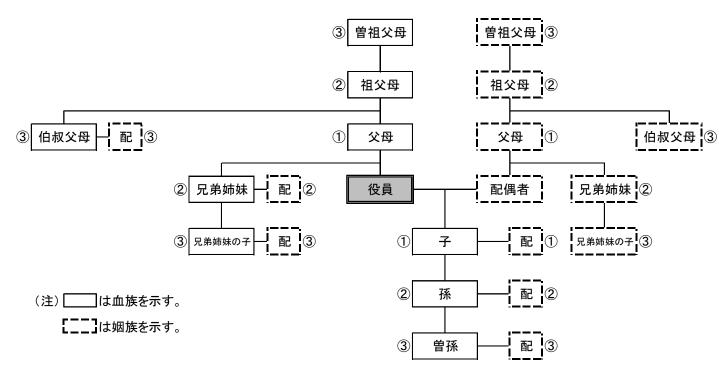
実績判定期間における経常収入金額 (総収入金額 <sup>住1)</sup> から **イの金額**を控除した金額 のうちに寄附金等収入金額 (受入寄附金総額から口の金額を控除した金額 (一定の要件を満たす法人にあっては、それに の金額を加算した金額) の占める割合が5分の1以上であること (法45①一イ、法令1)。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①—イ(1)、法規5)

- ① 国等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金、贈与者の被相続 人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得 した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)に より受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金
- (注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)(法規8)。 上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規4二・16)。
  - a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
  - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している 関係
  - c a 又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

# ≪三親等以内の親族図≫



ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①一イ(2)、法規6、7)

① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額

- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金
- (注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の 関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)(法規8)。 上記「特殊の関係」については、「イの金額(注2)をご覧ください。
- (注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります(法規6)。
- (注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満(同一の者からの合計額)の寄附金」の判定については、 実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します(法45①一イ、法規7)。

## ハの金額 (法45①一イ(3)、法規4)

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額(「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合(38 頁参照)を乗じて計算した金額をいいます。)を控除した金額(ただし、受入寄附金総額 — ロの金額 を限度とします。)

- (注6) ハの金額をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります(法規4)。
  - (イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
  - (ロ) 社員(役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。 「特殊の関係」については、「イの金額(注2)と同様です。)の数が20人以上であること。
- (注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動 に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合 (87 頁(2)の事業 活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。)を乗じた金額をいいます。

# 《算式2》 相対値基準 (小規模法人の特例) 実績判定期間における 受入寄附金総額 - 木の金額 + への金額 ≥ 1 総収入金額 - 二の金額 5

## (解説)

実績判定期間における、総収入金額から二の金額を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から木の金額を控除した金額(一定の要件を満たす法人にあっては、それにへの金額を加算した金額)の占める割合が5分の1以上であること(法令5②)。

二の金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①一イ(1)、法令5②一、法規5、25②)

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき 者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金
- (注8) ここに掲げるものは、《算式1》の「イの金額の①~⑤及び⑧と同一です。

|ホの金額 (法45①一イ(2)、法令5②二、法規6、7一四、25③)

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金
- (注9) これは《算式1》の口の金額の①及び④と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。
- (注10) 「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の(注4)をご参照ください。

## への金額 (法令5②、法規4、25①)

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額(「「2)活動の対象に関する基準」に定める割合(38 頁参照)を乗じて計算した金額)を控除した金額(ただし、受入寄附金総額 「木の金額」を限度とします。)

- (注11) これは《算式1》の「八の金額と同一です(注6、注7をご覧ください)。
- (注12) への金額をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります(法規4、25①)。
  - (イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
  - (ロ) 社員(役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。)の数が20人以上であること。
- (注13) 共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業 費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合(38頁(2)の事業活動のうち に会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。)を乗じた金額となります。

## 《算 式 3》 相対値基準 (国の補助金等を算入する場合 (小規模法人の特例適用なし))

## 実績判定期間における

 寄附金等収入金額 + Fの金額
 1

 経常収入金額 + Fの金額
 5

(注) 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

## (解說)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5①)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(「チの金額」)は、受入寄附金総額から「口の金額(34~35 頁参照)を控除した金額が限度となります(分母には、国の補助金等の額の全額(「トの金額」)を算入します。)。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》(33 頁)を参照してください。

## トの金額(法令5①)

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5①)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からロの金額 (34~35 頁参照) を控除した金額

# 《算 式 4》 相対値基準 (国の補助金等を算入する場合 (小規模法人の特例適用あり))

## 実績判定期間における

総収入金額 - 二の金額 + トの金額

5

(注) 国の補助金等をPST に算入するか否か選択適用可能

## (解說)

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5③)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(リの金額)は、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額が限度となります。(分母には、国の補助金等の全額(トの金額)を算入します。)。

上記算式のうち、二の金額、木の金額及びへの金額については、35~36 頁を参照してください。

## トの金額(法令5③)

国の補助金等の全額

|リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令53)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から木の金額を控除した金額

## 《算式5》 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000 円以上(ただし、 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠 × 12 預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数

- ≥ 100人

## 実績判定期間の月数

- (注) 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
  - 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
  - 3 寄附者が、その NPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者 数に含めません。
  - 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

## (解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000 円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること(法45①一口、法令2、法規9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数(※)が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

## 条例個別指定基準

認定 NPO 法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

- (注) 1 その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。
  - 2 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

## (解說)

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係る PST 基準を満たすものとして認められるというものです(当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。)(法45①一八、地方税法37の2①四、314の7①四)。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

## (2) 活動の対象に関する基準

## 実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等 が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

## (解罕说)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(法45①二)。

- (注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます(法規10)。
  - イ 会員又はこれに類する者 (NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。 以下「会員等」といいます。) に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供 (以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動 (資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。)
    - (注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます(法規11)。
      - ① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
      - ② 当該申請に係る NPO 法人の役員
    - (注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象 とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます (法規12)。
    - (注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます(法規13)。
      - ① その NPO 法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね 10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用で その実費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの
      - ② その NPO 法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がその NPO 法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
      - ③ 法別表 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表第 19 号に掲げる活動に準ずる活動として 都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動(公益社 団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定 NPO 法人である会員等が参加しているものに限りま す。) に対する助成
  - ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で上記イ(注3)③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。)
    - (注1) 特定の地域とは、一の市町村(特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区。)の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます(法規15)。
    - (注2) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

## (3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

役員のうち親族関係を有する者等で構成する

<u>最 も 大 き な グ ル ー プ の 人 数</u> 役員の総数

≦ <u>'</u>

かつ

役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数

役員の総数

 $\leq \frac{1}{3}$ 

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、 帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

## (解說)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること(法45①三)。

- イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。
  - ① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族(以下「親族関係を有する者」といいます。)並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
  - ② 役員の総数のうちに特定の法人(その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。) の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係 のある者の数の占める割合
    - (注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16)。
      - a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
      - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
      - c a 又は b に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
    - (注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出資(以下「発行済株式等」といいます。)の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係(以下「直接支配関係」といいます。)にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50% 以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます(法規17)。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式 等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数 又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- (注3) NPO 法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その 後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなさ れます (法規19)。
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(法規20)。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の 不適正な経理が行われていないこと (法規21)。

## (4) 事業活動に関する基準

## 事業活動が次のいずれも満たしていること

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に 寄附を行っていないこと
- ハ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費

≥ 80%

総事業費

ニ 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

≥ 70%

受入寄附金総額

## (解說)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること(法45①四)。

- イ次に掲げる活動を行っていないこと。
  - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
  - ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
  - ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と 特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとし て一定の基準を満たしていること。
  - (注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16、22)。
    - a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
    - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の 配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
    - c a 又は b に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
  - (注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます(法規23)。
    - a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは 寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
    - b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に 比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該 NPO 法人との間 の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
    - c 役員等に対し役員の選任その他当該 NPO 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を 与えないこと。
    - d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の 候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80% 以上であること。
  - (注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその 事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合 に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法 規24)。
  - (注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し 計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
  - (注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

## (コラム) 特定資産について

- ・ NPO 法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えあ

りません。

- ・実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(P139参照)に記載して下さい。
- ・この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

## (5) 情報公開に関する基準

## 次に掲げる書類を閲覧させること

- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
  - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
  - ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
  - ④ 内閣府令で定める書類
  - ⑤ 助成の実績を記載した書類

## (解說)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその 事務所において閲覧させること(法 45①五)。

# (令和2年改正点)

- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(法442二)
  - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法44②三)
  - ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法542)二)
    - (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(法54②三)
      - (注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます(法規32①)。
        - 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
        - 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
        - 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
          - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから 順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
          - ロ 役員等との取引
        - 4 寄附者(当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
        - 5 役員等に対する報酬又は給与の状況
          - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。)

- ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- (3) 内閣府令で定める書類(法54②四)
  - (注) 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます(法規32②) 法第四十五条第一項第三号(ロに係る部分を除く。)、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号 に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明 する書類。
- ④ 助成の実績を記載した書類(法543)

## (6) 事業報告書等の提出に関する基準

## 各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第 28 条第1項に規定する事業報告書等(前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面)を法第 29 条の規定により提出していること(法 45①六)。

## (7) 不正行為等に関する基準

## 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解罕说)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと(法45①七)。

## (8) 設立後の経過期間に関する基準

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える 期間が経過していること。

(解説)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

## 4 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるためには、上記(2)~(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の認定基準に適合する必要があります(法 59)。

## (9) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること (法59 二)

## (解釋於)

申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること(法59二)。

## (10) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと(法59三)

## 5 欠格事由

## 欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと(法 47)

- イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある
  - ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年内に当該法人のその 業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
  - ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を 終わった日等から5年を経過しない者
  - ④ 暴力団の構成員等
- ロ 認定等の取消しの日から5年を経過しない
- ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
- 二 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない
- へ 次の①、②のいずれかに該当する法人
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

# (解説)

欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は、認定、特例認定(以下「認定等」といいます。) 又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません(法47)。

- イ NPO法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。
  - ① 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ④ 暴力団の構成員等(注2)
    - (注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。
    - (注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体 の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。
- ハ NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。
- ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税 証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の 添付が必要となります。

- (注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。
- (注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の 納税証明書の添付は必要ありません。
- ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。
- へ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。
  - (1) 暴力団
  - ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

# 確認させていただく資料(例)

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示(又は提出)をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

	確認させていただく書類の事例	(参考) 確認する主な認定基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料	活動の対象に関する基準
'	(パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録	活動の対象に関する基準
3	(会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の	運営組織及び経理に関する基準
	「監査証明書」を含みます。)	事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	活動の対象に関する基準
4		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
	事業費の内容がわかる資料	活動の対象に関する基準
5	(事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先	運営組織及び経理に関する基準
	など)	事業活動に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	活動の対象に関する基準
	(が初かり)の大田神武、可とは 五貫に下の可えず	事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報 告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
	NIDOは LLS社内の第一本ナストナゲディン・フェスト は中の第	活動の対象に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第 三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

<sup>(</sup>注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の 資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場 合があります。

## 6 認定 NPO 法人等の税制上の措置

認定NPO法人及び特例認定NPO法人(以下「認定NPO法人等」といいます。)にかかる税制上の措置とは、次の5つをいいます。

# ① 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

## <所得税>

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます(所法78②、措法41の18の2①②)。



## 

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

## ≪算 式≫

## 特定寄附金の額の合計額 - 2千円 = 寄附金控除額

(注) 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

## (2) 認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)

その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の40%相当額(所得税額の25%相当額を限度)を、その年分の所得税額から控除できます。

## ≪算 式≫

## (認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額-2千円)×40% = 税額控除額

(注) 認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定 NPO 法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

## 【証明書の添付又は提示等】

- (1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨(その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。)②その金額及び受領年月日を認定NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります(所令 262①、所規 47 の 2③)。
- (2) の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定 NPO 法人等が証した書類 <sup>6</sup> (寄附者の氏名と住所が記載されたもの)を確定申告書に添けする必要があります (措法  $41\ 0.18\ 0.2$  ③、 措規  $19\ 0.10\ 0.4$  )。
  - (注) 平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

## <個人住民稅>

認定 NPO 法人等に対する特定寄附金又は個人が NPO 法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます(地方税法第37条の2、第314条の7)。



## ≪算 式≫

(寄附金 (注1) - 2 千円) ×10% (注2) = 税額控除額

- (注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。
- (注2)条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。
- ・都道府県が指定した寄附金は4%
- ・市区町村が指定した寄附金は6% (都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

## 【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。)。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、 住所地の市区町村に申告を行っても構いません(この場合、所得税の控除は受けられません。)。 ※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の 控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定 申告とは別に、市区町村への申告が必要となります(地方税法45の2⑤)。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

# ② 法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する 寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額 と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます(法人法37④、措法66の11の2②)。



## (一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

## (特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

(注) 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

## (証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定NPO法人等が証する書類を保存しておく必要があります(法人法379、措規22の12)。

## ③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人 (特例認定 NPO 法人は適用されません。)に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法 70①200)。

## (寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

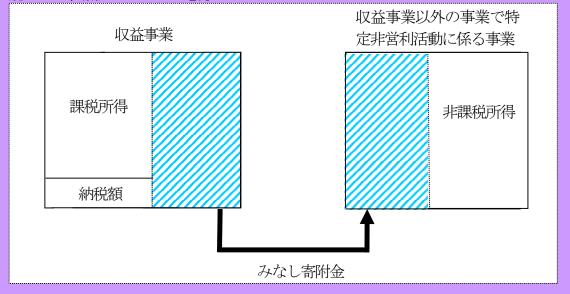
## (証明書の添付等)

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法70⑤⑩、措規23の5)。

## ④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定 非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額と みなされます(みなし寄附金)。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定 NPO 法人には適用されません(法人法 37⑤、法人令 73①、法人規 22 の 4、 措法 66 の 11 の 2 ①)。



## ⑤ 認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により 譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した 人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全てのNPO法人が対象となる「一般特例」と、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

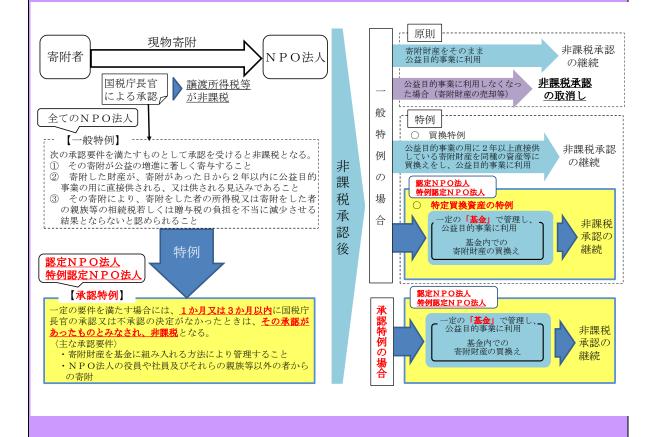
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO 法人がその適用を受けた 寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けるこ とができます(「買換特例」及び「特定買換資産の特例」)。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定NPO法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定NPO法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

措法40、措令25の17、措規18の19、平成30年3月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・ 厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号

※ 詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認~証明申請等の手引き~」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



## ○ 税制上の措置の対象となる寄附

## (個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていない NPO 法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、6① $\sim$ 3(48~51 頁)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

## (個人が認定NPO法人等に寄附した現物資産に対する措置)

措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄 附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定NPO 法人等に課税されることがあります。

## (相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定 NPO 法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

年 月 日

(宛先) 札幌市長

## 特定非営利活動法人認定申請書

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

設立年月日						年 月	F	3				
事業年度				月	ŀ	目から	月	目	まで			
過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)		有無	(	年	月	日から	左	F	月	日ま	(で)	
過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)		有	(	年	月	日)		無				
認定取消の有無(取消日)		有	(	年	月	日)		無				
特例認定取消の有無(取消日)		有	(	年	月	日)		無				
本申請において適用する広		準	(注		条第1	うる寄附 <i>会</i> 項第1号	·イ)			割合に		
く市民からの支援を受けて いるかどうかを判断するた			定基		12.4	o 基準 (に関する						
めの基準						特定非営 する基準						
(現に行っている事業の概要	(現に行っている事業の概要)											
その他の事務所	斤の剤	在北	也			左記の事	務所	の責何	任者の	の氏名	役	職
電話番号( ) 一										11.000.000.000.000.000.000.000.000.000.		
電話番号() 一	<b>∧</b>	пи	vet ).			ーノゼチ)						

注 記載する欄が不足する場合は、別紙により提出してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 【作成上の注意事項】

- 1 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- 2 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- 3 過去に認定(有効期間の更新を除きます。)又は認定取消を複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- 4 申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧 (兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。
- 5 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- 6 「その他の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記載してください。

# 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

				申請書・添付書類	チェック					
認定	認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書									
1	寄附	者名	簿(注	E)						
2	認定	基準	等に	適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
		ィ、	Π,	ハのいずれか1つの基準を選択してください。						
			1	相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人						
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)						
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)						
	_			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)						
	号基			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)						
	準			社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)						
			П							
				認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)						
			/\	条例個別指定基準						
				認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)						
	=	いす	「れか	への書類を提出することとなります。						
	一号基準		認定	E基準等チェック表(第2表) 						
	华		認定	E基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)						
	=	認定	≧基準	≝等チェック表(第3表) 						
	三号基準	役員	の状	t況(第3表付表1) 						
	<del>+</del>	帳簿	<b>算組</b> 織	哉の状況(第3表付表2) 						
	띰	認定	≧基準	等チェック表(第4表)						
	四号基準	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)								
		役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)								
	基本   認定基準等チェック表(第5表)									
	号六 基 5 準八 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)									
				:ック表 						
3 ( <del>\$1</del>	3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類									

## (注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません(法44②ただし書)。

年 月 日

(宛先) 札幌市長

## 特定非営利活動法人特例認定申請書

特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

設立年月日		年 月	日	
事業年度	月	日から	月 日まで	
過去の認定の有無		□有	□ 無	
過去の特例認定の有無		□有	□ 無	
(現に行っている事業の概	要)			
その他の事務	所の所在地	左記の事	務所の責任者の氏名	役 職
電話番号( ) —				
雷託釆巳( ) —				
電話番号 ( ) 一				

注 記載する欄が不足する場合は、別紙により提出してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 【作成上の注意事項】

- 1 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することができません。
- 2 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出することができません。
- 3 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は特例認定申請書を提出することができません。
- 4 申請書には「特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧 (兼チェック表)」に掲げる書類を 添付してください。
- 5 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- 6 「その他の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記載してください。

# 特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

			申請書、添付書類	チェック						
特例	特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書									
1	1 寄附者名簿 <sup>(注)</sup>									
2	認定	基準	等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
		イ、	ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。 <sup>(注)</sup>							
			イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人							
			認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)							
			認定基準等チェック表(第2表 相対値基準・小規模法人用)							
	_		受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)							
	号基		受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)							
	準		社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)							
			口 絶対値基準							
			認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)							
			八 条例個別指定基準							
			認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)							
	=	いっ	ずれかの書類を提出することとなります。 							
	二号基準		認定基準等チェック表(第2表)							
	準		認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)							
	Ξ	認知	E基準等チェック表(第3表)							
	三号基準	役員	員の状況(第3表付表1)							
	準	帳簿	算組織の状況(第3表付表2) 							
	四	認知	E基準等チェック表 (第4表)							
	四号基準	役員	員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)							
	· 準 ——	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)								
	基五準号	認知	E基準等チェック表(第5表) 							
	号六 基~ 準八	認知	E基準等チェック表(第6、7、8表)							
	欠格	各事由	ヨチェック表							
3	3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類									

(注意事項)

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません(法58②、59一)。

(宛先) 札幌市長

## 認定有効期間の更新申請書

特定非営利活動促進法第51条第2項の規定による認定の有効期間の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

認定の有効期間			年	月	日から	)	年	月	日まて	÷	
認定の有効期間の満了日の6月前の日					年	月	F	1			
認定の有効期間の満了日の3月前の日					年	月	F	l			
事業年度				月	日から	)	月	日ま	きで		
本申請において適用する広					占める寄 1 項第 1 号			人金額	の割合に	関する	基準
く市民からの支援を受けて			,,=,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.,	関する基準		\— <i>\</i>	箇用す.		用しない	
いるかどうかを判断するた めの基準		判定 口)	基準寄	附者の	の数に関す	ーる。	基準	〈法第 △	4 5 条第 1	1 項第 1	. 号
· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /					れる特定非 関する基準						らら
(現に行っている事業の概要	<del></del>										
その他の事務所	折の戸	<b>斤在地</b>			左記の	の事	務所の	責任	者の氏名	役	職
電話番号( ) —											
				•••••							

注 記載する欄が不足する場合は、別紙により提出してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 【作成上の注意事項】

- 1 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間(更新申請期間)に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合(災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。)は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- 2 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- 3 申請書には「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧 (兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください (既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。)。
- 4 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- 5 「その他の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記載してください。

# 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

				申請書・添付書類	チェッ	ック				
認定	認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書									
1	寄附	者名	簿(注	E) 1						
2	認定	基準	等に	適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
		イ、	Π,	ハのいずれか1つの基準を選択してください。						
			1	相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人						
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)						
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)						
	-			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)						
	号  基			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)						
	準			社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)						
				絶対値基準						
				認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)						
			/\	条例個別指定基準						
				認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)						
	=	いす	「れか	いの書類を提出することとなります。						
	二号基準		認定	E基準等チェック表(第2表) 						
	準 		認定	E基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)						
	三号	認定	<b>E基</b> 準	<b>単等チェック表(第3表)</b>		(注) 3				
	基	役員	のサ	t況(第3表付表1)						
	準	帳簿	<b>算組</b> 箱	哉の状況(第3表付表2)	<u> </u>					
	四四	認定	≧基準	等チェック表 (第4表)	<u> </u>					
	四号基準	役員等に対する報酬等の状況 (第 4 表付表 1) (注) 2								
	準 	役員	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)							
	基五準号	認定	≧基準	等チェック表(第5表)	<u> </u>					
	号六 基									
	欠格	事由	チェ	:ック表 						
3	3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類									

## (注意事項)

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません(法51⑤)。
- 2 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項は、 改めて記載する必要はありません(法 51⑤ただし書)。なお、認定基準等チェック表の添付を省略 する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。 「認定基準等チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準等チェック表(第6表)並びに(第8
- 表)」欄の記載は必要ありません。

基準となる割合

(2÷1)

# 認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法	八名   一	実績判定期間		日~ 年 月 日		
	常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占め 間において5分の1以上であること。	る割合(③の数位	値)が実	績判定 チェック 欄		
				 実績判定期	間	]
	経常収入金額 (回の金額)		. ①	J 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	円	
総	収 入 金 額		Ø		円	
	国の補助金等の金額(②欄に金額の記載があ 可)	ある場合は、記入	不创		円	•
	委託の対価としての収入で国等から支払われ	1るものの金額	9		円	•
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国 が負担することとされている場合の負担金額		団体 宝		円	
Trups.	資産の売却収入で臨時的なものの金額		3		円	ŧ
控除金額	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準する金額【受け入れた寄附金の明細表(第1表原則用)①欄の「()]】				円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなものからの寄附金でその合計額が1千円未満のた寄附金の明細表(第1表付表1相対値基準・原			円		
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでた 入れた寄附金の明細表(第1表付表1相対値基準	(//)		円		
	休眠預金等交付金関係助成金【受け入れた寄附付表1相対値基準・原則用) ①欄】	付金の明細表 (第 )	1表		円	
差	金額 (⑦-①-①-亞-⑦-⑦-⑤-②-	一分)	9		円	$\Rightarrow$
寄	附金等収入金額(⑦の金額) …		2		円	]
-	入寄附金総額【受け入れた寄附金の明細表 (第1ā 川用) ②欄】				円	
	一者当たり基準限度超過額の合計額【受け入 (第1表付表1相対値基準・原則用) ①欄】	、れた寄附金の明約	悪表		円	
控除金!	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなも者からの寄附金でその合計額が1千円未満のれた寄附金の明細表(第1表付表1相対値基準・	のものの額【受け			円	
額	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでないれた寄附金の明細表 (第1表付表1相対値基準・	原則用) [2]欄】			円	
	休眠預金等交付金関係助成金【受け入れた寄附付表1相対値基準・原則用) ①欄】	付金の明細表 (第1	1表 ②		円	
差	引金額 (⊕-②-②-⊕-②)		<b>Ø</b>		円	]
	費収入【②欄と社員から受け入れた会費の明線 対値基準)④欄のうちいずれか少ない金額】	珊表(第 1 表付表	₹2 ④		円	
	の補助金等の金額(②欄の金額を限度とする。	,)	9		円	
合	計金額 (②+⑤+②)		⑦		円	$\exists$

- 62-

3

%

- 注1 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けた ことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から 申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
  - 2 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

# 「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額⑦」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合に は、特定非営利活動に係る事業 と全てのその他の事業の経常収 益計と経常外収益計の合計額を 記載します。
「国の補助金等の金額①」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額②」欄 に金額の記載がある場合は記入 できません。
「委託の対価としての収入で国等から支 払われるものの金額の」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金 額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価 を国又は地方公共団体が負担することと されている場合の負担金額(王) 欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額 ③」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収 入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち 基準限度超過額に相当する金額分」~「休 眠預金等交付金関係助成金分」、及び「受 入寄附金総額分」~「休眠預金等交付金関 係助成金分」の各欄	「第1表付表1(相対値基準・原則用)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入④」欄	「差引金額②」欄と「第1表付表2(相対値基準用) ④」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額②」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額  ②」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

認定基準等チェック表(第1	表 相対値基準	• /[	、規模法	Y	)
---------------	---------	------	------	---	---

心に盔中寺ノエクノ教(外	7 1 1 1	八	/パパ/天	さなハノ		
法人名	実績	責判定期間	年	月日~	年 月	日
実績判定期間における下欄3の②欄の金	額に占め.	るの欄の金額	の割	合(多)チェッ	<i>ッカ</i>	
欄)が、5分の1以上であること	EK (C D v)		^> D1	■ 欄		
小規模法人の判定						
1 実績判定期間の総収入金額	円		(A			Ш
実績判定期間の月数	月	= ×12 =	= (A	<u>,                                    </u>		円
	はいいえ	2 へ	) 仮[き	十算・・・適	 田不可	
2	V V //_	/1.沙山矢1四/(*)	<u> </u>		111.11	
実績判定期間において受け入れた寄附金	2.7.	1 47 44 17 1	> 4d+ /⊤	-1-1 k/k \	<u></u>	
の合計額が3千円以上の寄附者(役員、	はい	小規模法人の				
社員を除く。) の数が 50 人以上である	いいえ	小規模法人の	)特例	列計算・・・	適用不可	可
③ 小規模法人の特例計算を適用する場合						
総収入金額			$\mathcal{T}$			円
国の補助金等の金額(①欄に金額の記載が	ある場合は	、記入不可)	4			円
委託の対価としての収入で国等から支払われ	れるものの	金額	<b>(</b>			円
法律等の規定に基づく事業で、その対価を	国又は地方	公共団体が負	<b>(F)</b>			
控 担することとされている場合の負担金額			<b>E</b>			円
除 資産の売却収入で臨時的なものの金額			3			円
金 遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準	限度超過額	に相当する金				
額 額 (受け入れた寄附金の明細表【受け入れた	: 寄附金の明	細表(第1表付	$\mathfrak{D}$			
表1相対値基準・小規模法人) ①欄の「( )」	]					円
休眠預金等交付金関係助成金【受け入れた	寄附金の明	細表(第1表	<b>(P)</b>			
付表1相対値基準・小規模法人) ①欄】			9)			円
差引金額 (⑦-①-⑦-笠-⑦-⑦-⑤	)		Ø			円
受入寄附金総額【受け入れた寄附金の明細表(第	*1 老母老 1	扣				
規模法人) (分欄の「( )」)	51 <u>秋</u> 门	伯利但巫牛、八	$\mathcal{D}$			円
一者当たり基準限度超過額の合計額「	 受け入れた:					1 1
控除 (第1表付表1相対値基準・小規模法人) ①欄	3			円		
金額 休眠預金等交付金関係助成金【受け入れ	(11)					
表付表1相対値基準・小規模法人) ⑪欄】	9)			円		
差引金額 (⑦-②-⑪)	0			円		
会費収入【②欄と社員から受け入れた会費の	_	51表付表2相	3			
対値基準) ④欄のうちいずれか少ない金額]				<u>円</u>		
国の補助金等の金額(②欄の金額を限度と	(する)		<b>(b)</b>			<u>円</u>
合計金額 (②+②+④)			0			<u>円</u>
其準とかる割合 (の÷の) ·····			(Æ)			%

- 注1 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けた ことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から 申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
  - 2 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合 に「○」を記載してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

# 「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一 月未満の端数がある場合は一 月に切り上げます。
「総収入金額⑦」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、 特定非営利活動に係る事業と 全てのその他の事業の経常収 益計と経常外収益計の合計額 を記載します。
「国の補助金等の金額①」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法 人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用 機関法人及び我が国が加盟している国際機関 (以下「国等」といいます。)からの補助金そ の他国等が反対給付を受けないで交付するも の(以下「国の補助金等」といいます。)の金 額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額也」欄 に金額の記載がある場合は記 入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額の」欄 「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。 総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの 金額②」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等 の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定 資産として経理している資産 であっても、実質的に販売用の 資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額 切」、「休眠預金等交付金関係助成金 色」、「受入寄附金総額の」、「一者当たり基準限度超過額の合計回」、「休眠預金等交付金関係助成金⊕」の各欄	「第1表付表1(相対値基準・小規模法人用)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入②」欄	「差引金額♡」欄と「第1表付表2(相対 値基準用)④」欄のうちいずれか少ないほう の金額を記載します。	
「国の補助金等の金額也」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差 引金額②」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入 するか否かは、法人の選択とな ります。

受け入れた寄附金の明細表	(第1表付表1	相対値基準・	(用川頂)
X () / X () / C   B   P     N/. Y / 1/3   N   M   A   X			カロススコノコノ

法人名		実績判定期間	年	月	日~	年	月	日		
-----	--	--------	---	---	----	---	---	---	--	--

## 1 基準限度額の計算

受		入		寄		附		金		総		額	A	円
休	眠	預	金	等	交	付	金	関	係	助	成	金	<b>B</b>	円
基準の額	基準限度額【受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金 の額の総額を控除した金額の10%相当額((A-B)×10%)】 © 円													
		額と											(D)	円

3 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金

3	7.名(法人)	・回体に	- Ø ~	) ( V	よ、ての名的	トノ ク	ないての任所が明ら	かな奇附金
					1		2	3
役員の	役職			寄附金額		①欄と©(特定公益増進法人、認定特定非営利についずれの)欄のいずれか少ない金額	①のうち基準限 度超過額 (①-②)	
				(		)	( )	( )
						円	円	円
役員等からの 20万円以上	F	(		) 円	( )	( ) 円		
	特定公益均					11	1.1	1 1
同一の者か			(G)					
らの寄附金			9			円	円	円
の額が1千	111111111111111111111111111111111111111			(		)	( )	( )
円以上のも	⑥欄以外の	)者	$\bigcirc$			,	,	
のの合計額						円	円	円
同一の老から	の実際をの数	行ぶ		(		)		
	同一の者からの寄附金の額が 1千円未満のものの合計額							
工     1   1   1   1   1   1   1   1   1		识				円		
		Λ.4	<b>(T)</b>					
休眠預金等交付金関係助成金						円		
合 計 (F)	(I)+(J)	ı	(K)	(	) 円		( ) ( ) ( )	
				1		1 1	/	1

- 注1 ①~③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。
  - 2 役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、他の寄附者のうちに 当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき

は、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります (「受け入れた寄附金の明細票 (第1表付表1相対値基準・原則用)」の記載要領「役員の氏名欄」参照)。

# 「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1(相対値基準・原則用) 記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、Î欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります(A=⑥+⑥)。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係 助成金®及び①}欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額②」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が 20 万円以上のものについて各人別に記載します。 役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額・関」欄に記載します。 また、すべての寄附者(役員であって、寄附金の合計額が 20 万円以上のものに限ります。)について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (次葉)」を利用してください。	左欄の「特殊の関係」は、次に 掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事 実上婚姻関係と同様の事情にあ る関係 ② 使用人である関係及び使用人 以外の者で当該役員から受ける 金銭その他の財産によって生計 を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係に ある者の配偶者及び三親等以内 の親族でこれらの者と生計を一 にしている関係
「役職」欄	役員の役職(代表理事、常務理事等)を記載します。	
「特定公益増進法人、認定 特定非営利活動法人⑥」欄	特定公益増進法人(法人令 77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	⑥欄の①~③の各欄には、寄附者毎に①−②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑥欄以外の者⑪」欄	上記©欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	・田欄の①~③の各欄には、寄附者毎に①−②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「同一の者からの寄附金の 額が1千円未満のものの合 計額①」欄	同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合 計額を記載します。	

#### 様式12

# 受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人)

法人名	実績判定期間	年	月	日~	年	月	日
-----	--------	---	---	----	---	---	---

# 1 基準限度額の計算

受		入		寄		附		金		総		額	<b>(A)</b>	P.	9
休	眠	預	金	等	交	付	金	関	係	助	成	金	<b>B</b>	F.	9
基準限度額【受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額((A-B)×10%)								成金 %)】	©	F.	9				
基準の額	基限度 夏の総	額と	受入节 控除)	寄附金 した金	えから え額の	休眠 50	預金 <sup>9</sup> %相	等交付 当額	†金関 ((A)-	係助 B×	成金 <sup>0</sup> 5 0 %	の額 6)】	(D)	F	9

#### 2 受入寄附金総額の内訳

2 文八可附近	E総領のPi	<u>/                                    </u>						
					1		2	3
役員の.	氏名	役職			寄附金額		①欄と©(特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあってはの)欄のいずれか少ない金額	①のうち基準限度 超過 額(①-②)
				(		)	( )	( )
						円	円	円
役員からの寄附金の額が			(E)	(		)	( )	( )
20万円以上	のものの合	計額	D			円	円	円
	特定公益増進法							
E欄以外の   同一の者か   らの寄附金	人、認定特 営利活動法		F			円	円	円
の額の合計				(		)	( )	( )
額	®欄以外Œ	)者	©			円	円	円
休眠預金等交付	付金関係助成	<b>戈金</b>	$\oplus$			円		
合 計 (E)	+(F)+(G)+	(H)		(Ī)	(	) 円		

- 注1 ①~③の各欄の「( )」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日 の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当 該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた 寄附金の額を記載してください。
  - 2 小規模法人における役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、 当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要は ありません(「受け入れた寄附金の明細票(第1表付表1相対値基準・小規模法人)の記載 要領「役員の氏名欄」参照)。

# 「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1(相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額A」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。  (A欄の金額は、①欄の金額に等しくなります(A)=①)。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助成金 ®及び印」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額②」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 (注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額®」欄に記載します。 また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表第1表付表1(次葉)」を利用してください。	左欄の(注)書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職(代表理事、常務理事等)を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定 非営利活動法人®」欄	特定公益増進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。	<ul><li>●欄の①~③の各欄には、寄附者</li><li>毎に①−②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</li></ul>
「B欄以外の者©」欄	上記配欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの 寄附金の合計額を記載します。	<ul><li>⑥欄の①~③の各欄には、寄附者</li><li>毎に①−②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</li></ul>

# 参考様式(法第45条第1項第1号イ(2)関係)

受け入れた寄附金の明細表(追加用) 第1表付表1(次葉)

	24.52 14.114.22	· / //////////////////////////////////	- / 14 /	>IV =	- 11 4 - 1 -	(2 (2)(4)			
法人名		実績判定期間	年	月	日 ~	年	月	日	1

## 〇 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

フー 役員からの奇帆並の額が 20 万円以上のものの占計額											
			①		2		3				
役員の氏名	役職		寄附金額		①欄と©欄のいずれた 少ない金額		①のうち基準限度超過額(①一②)				
		(		) 円	( ) F	9	( ) 円				
		(		) 円	( ) F	9	( ) 円				
		(		) 円	( ) F	9	( ) 円				
		(		) 円	( ) F	9	( ) 円				
		(		) 円	( ) F	9	( )				
		(		) 円	( ) F	9	( ) 円				
		(		) 円	( ) F	9	( ) 円				
		(		) 円	( ) F	9	( ) 円				
		(		) 円	( ) F	9	( ) 円				
		(		) 円	( ) F	9	( )				
合計 (又は小計)		(		) 円	( ) F	9	( )				

#### (注意事項)

役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の 親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります(第1表付表1(相対値基準・原則用)記載要領「役員の氏名欄」参照)。

小規模法人における役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません(第1表付表1(相対値基準・小規模法人用)記載要領「役員の氏名欄」参照))

# 様式13

## 社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準)

法人名 実績判定期間 年 )	月 日~ 年	月日	
----------------	--------	----	--

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

	基準	基準を満たしている旨を証する書類の名 称とその内容等	判	定
イ	社員の会費の額が合理的な基 準により定められている		はい・	いいえ
П	社員(役員等を除く。)の数が 20人以上である		はい・	いいえ

<sup>※</sup> イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	 1)	円
共益的活動の割合【認定基準等チェック表 (第2 表活動対象基準) ③欄】	 2	
①から控除する金額 (①×②)	 3	円
差引金額(①-③)	 4	円

注 ④の金額について、認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)②欄の金額より少ない金額の場合に受欄に、又は認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人)②欄の金額より少ない場合に③欄に、転記してください。

# 「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2(相対値基準用) 記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		「役員等」とは、役員並びに役
		員の配偶者及び三親等以内の親族
		並びに当該役員と特殊の関係のあ
		る者をいいます。
		なお、上記の特殊の関係とは、
		次に掲げる関係をいいます。
		① 婚姻の届出をしていないが事
		実上婚姻関係と同様の事情にあ
		る関係
		② 使用人である関係及び使用人
		以外の者で当該役員から受ける
		金銭その他の財産によって生計
		を維持している関係
		③ 上記①又は②に掲げる関係に
		ある者の配偶者及び三親等以内
		の親族でこれらの者と生計を一
		にしている関係
「基準を満たしている旨を証す	① イ欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に社員の	
る書類の名称とその内容等」欄	会費の額については、一律○円と規定」のように、基準を	
	満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準によ	
	り定められている旨を記載します。	
	② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記	
	載します。	
「牡丹の公典の塔の人利塚の	近新記憶事の旧光の如け記しないでいて見見の人典の処	江和弘管事の入弗(四1)を押せる
「社員の会費の額の合計額①」 欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の
1 1)判	で山戦しまり。	未収会費額を計上している場合に は、当該欄に未収会費額は算入で
		は、ヨ該懶に木収芸質額は昇八できませんので、未収計上した会費
		の額は会費収入から控除する必要
		があります。
		<i>Ν</i> -α <b>)</b> りまり。

#### 認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準)

法人名		実績判定期間	年	月	日~	年	月	日
-----	--	--------	---	---	----	---	---	---

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である 寄附者(※)の数の合計数が年平均100人以上であること。

チェック欄

## 【留意事項】

- 1 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

			(a)			<b>b</b>			©			<u>(d)</u>			e	
実績判定期間内の	自	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
各事業年度	至	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
年3,000 上の寄附者 (※)が10 以上である	の数	はい	VVV	ヽえ	はい	いい	ヽえ	はい	いい	ヽえ	はい	いい	ヽえ	はい	いい	ヽえ

#### 【チェック欄】

- □ 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- □ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- □ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄付者数から除いていますか。

実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3 000	(a)	<b>(b)</b>	©	<b>@</b>	e		合計
年3,000 円以上の寄附 者の数	人	人	人	人	人	Α	人
(	В	月					

 実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※)
 A
 人
 ×12

 実績判定期間の月数
 B
 月

- 注1 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
  - 2 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合 に「○」を記載してください。
  - 3 認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数(※)の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
  - ※休眠預金等交付金関係助成金は除外するため、寄附者が当該助成金を提供している場合は 3,000円に当該助成金の額を加算した金額以上とします。

# 「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を、「②」から「⑥」の各欄に記載します。 また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年 3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。 なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✔を記入してください。)。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上(※)の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。	寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。 イ 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。 ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。 ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。
「年3,000円以上の寄附者の数」欄「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数(※)を、「@」から「@」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。  実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一 月未満の端数がある場合は一月 に切り上げます。

<sup>※</sup> 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

# 認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法ノ	人名					
		条例により、個人住民税の を受けていること。	の寄附金税額控除の対象	泉となる法	チェック 欄	
条例	列を制定した自治		□北海道		幌市	
条例	列指定年月日		年	月 日		
木し巾	晃市の区域内のみ	 に事務所がある			はい・レ	いえ
	事務所所在地					
	添付書類	北海道に指定された場合 除の対象となる法人とし の写し(公報の写し)			有·	無

- 注1 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
  - 2 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合 に「○」を記載してください。

## 認定基準等チェック表 (第2表 活動対象基準)

法人名	
実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合あること	合が 5 0 %未満で <sub>チェック</sub> 欄
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象がのうち対価を得ないで行われるもの等を除く。) ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、の他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者員等に対する資産の譲渡等を除く。) ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝動	会員等である活動(資産の譲渡等 特定の地域に居住し又は事務所そ が特定の範囲の者である活動(会 、調査研究、情報提供その他の活
	実績判定期間
すべての事業活動に係る金額等	[1] 指標 ( )
①のうちイ〜ニの活動に係る金額等 (①の金額)	2
会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行えるもの等を除く。)に係る金額等	われ a
イ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会 等である活動に係る金額等	会員。
ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	@
= 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を対 る活動に係る金額等	求め e
合 計 (@+b+c+d+e)	<b>①</b>

注1 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

基準となる割合 (②÷①)

2 指標は実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理 的に説明できるものを使用し、( ) には使用した指標名を記載してください。

3

3 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合 に「○」を記載してください。

# 「認定基準等チェック表」(第2表)記載要領

-# I	「認定基準等ナエック衣」(第2衣)	
項 目	記載要領	注意事項
「すべての事業活動に係 る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ〜ニの 活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「@〜@」各欄共通事項	「②~⑥」の各欄に記載する金額等は、① で用いた「指標」と同様の「指標」により算 出します。	「@~®」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の 譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除 く。)に係る金額等@」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	<ul><li>この表において「会員等」とは、次の者をいいます。</li><li>① 会員</li><li>② 当該申請に係る法人から継続的に若し</li></ul>
「会員等相互の交流、連絡 又は意見交換その他その 対象が会員等である活動 に係る金額等⑥」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動としており号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	くは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に書れて当該法人の帳簿又は書れていた名(法人・団体にあって、継続的に先名(法人・団体にあって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を見交後に参加する者。) ② 役員 なお、①及び②においては、当該法人の選対人が行うの報でに関係しない者を対象に変強の執行に関係の者を対象当該との譲渡等の相当該法人の当する資産の譲渡等以外の当該法人の当する資産の譲渡等以外の当該法人の当時の対価を得ないで行われるもの等には、次の対価を得ないで行われるもの等には、次の対価を得ないで行われるもの等には、次の対価を得ないで行われるもの等には、次の対価を得ないで行われるもの等には、次の対価を得ないで行われるもの等には、次の対価を得ないで行われるもの等には、次の対価を得ないで行われるもの等には、次の対価を得ないで行われるもの等には、次の対価を得ないで行われるもの等には、次の対価を得ないで行われるものを含みずには、次の対価を得ないで行われるものを含みずには、次の対価を得ないで行われるものを含みずには、次の対価を得ている。
「便益が及ぶ者が特定の 範囲の者である活動に係 る金額等©」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定めるの対策で表目的とする法人が行う、そ公益財団法人又は認定特定非営利活動法人でものに限ります。)に対する助成	用の表質相当額 この表において「特定の地域」とは、一の 市区町村の一部で地縁に基づく地域をいい ます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等①」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及 啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他 の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者 の意に反した作為又は不 作為を求める活動に係る 金額等®」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為 又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

## 様式17

法人名

認定基準等チェック表 (第2表 活動対象基準・条例個別指定法人用)

実績判定期間における事業活動のっち次の活動の占める割合が あること	5 0 %	6木価で	チェック 欄	
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供 う。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。) ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他者である活動(地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動渡等を除く。) ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求め	ぶ会員 2便益 カ及び 関査研	等である の及ぶ者 会員等に 究、情報	活動(資 が特定の 対する資	音産の譲 つ範囲の 音産の譲
		実	績判定期	月間
すべての事業活動に係る金額等	1	指標(		)
①のうちイ~ニの活動に係る金額等 (①の金額)	2			
会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等	(a)			
会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員 等である活動に係る金額等	<b>(b)</b>			
ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	$\odot$			
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	<b>@</b>			
= 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e			
合 計 (@+b+c+d+e)	<b>(f)</b>			
基準となる割合 (②÷①)	3			%

注1 指標は実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理 的に説明できるものを使用し、( ) 内には使用した指標名を記載してください。

2 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。

# 「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用)記載要領

	3. 定基学等アエック衣」(第2衣 宋例他)	
項目	記 載 要 領	注意事項
「すべての事業活動に係 る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例 えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る 事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なも のを使用します。
「①のうち上記イ~ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「@〜@」各欄共通事項	「②~②」の各欄に記載する金額等は、① で用いた「指標」と同様の「指標」により算 出します。	「②~⑥」の各欄に記載する金額等については、 重複する部分がある場合には一方から控除して記 載します。
「会員等に対する資産の 譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除 く。)に係る金額等②」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	<ul><li>この表において「会員等」とは、次の者をいいます。</li><li>① 会員</li><li>② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して答案の禁止等を受ける者及けれるのな。</li></ul>
「会員等相互の交流、連絡 又は意見交換その他その 対象が会員等である活動 に係る金額等®」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、 その対象が会員等である活動(以下の①及び ②に該当するものを除きます。)に係る金額 等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは等 付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」 といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第 19 号に掲 げる活動又は同表第 20 号の規定によりして 都道府県又は指定都市の条例で定より 動を主たる目的とする法人が行う、その 員等の活動(公益社団法人若しくは公益財 団法人又は認定特定非営利活動法人り コ法人又は認定特定非営利活動法人り ます。)に対する助成	復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として・当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人で団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは反復して資産の表達、見交換に参加する者  ② 役員  なお、①及び②においては、当該法人の運営が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該法人の活動に関係しない者な資産の譲渡等の相手方であった。当該法人の活動に関係しない者は除きます。また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ③ 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の 範囲の者である活動に係 る金額等©」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	193
「特定の著作物又は特定 の者に関する活動に係る 金額等①」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及 啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他 の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等®」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為 又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

様式18 (第3表 初葉)

# 認定基準等チェック表 (第3表 組織運営及び経理基準)

5.1		_
/土	٨	17.
14	ノヽ	. 4

運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

チェック 欄

- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
  - (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、 取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ 各欄の人数等は、役員の状況(第3表付表1 組織運営及び経理基準)から転記してください。

	V '0					
区	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い 「特定の法人の役 員又は使用人であ る者及びこれらの 者の親族等」のグ ループの人数	割 合 (④÷①)
		1	2	3	4	5
(a)	年 月 日 ~ 年 月 日	人	人	%	人	%
<b>(b)</b>	年 月 日 ~ 年 月 日	人	人	%	人	%
©	年 月 日 ~ 年 月 日	人	人	%	人	%
<b>a</b>	年 月 日 ~ 年 月 日	人	人	%	人	%
e	年 月 日 ~ 年 月 日	人	人	%	人	%
	申請時	人	人	%	人	%

口

各社員の表決権が平等である	<u>a</u>	<b>(b)</b>	C	<b>(D)</b>	e	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						
	はい・	はい・	はい・	はい・	はい・	はい・
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

ノヽ

	項	目	<u>a</u>	<b>ⓑ</b>	©	<b>@</b>	e	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の 監査を受けている			はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・いた	はいいえ	はいいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿 書類の保存を青色申告法人に準じて行っ ている			はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・いいえ	はいいえ
添付書類	「監査証明書」 「帳簿組織の状 織運営及び経理	況(第3表付表2 組			有	• 無		

\_

項	目	(a)	<b>(b)</b>	©	<b>@</b>	e	申請時
費途が明らかでない 虚偽の記載がある領無	、支出がある、帳簿に 等の不適正な経理の有	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- - 2 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。
  - 3 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
  - 4 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、「申請時」の欄及びチェック欄の記載が必要ですが、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)に記載した事項について、②~②の欄に改めて記載する必要はありません。

# 「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項	目	記載要領	注意事項
イの各欄		区分欄の「@」から「@」欄には、実績判定期間	
		の各事業年度(又は各年)を記載します。	
		第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	
		及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄		該当する一方を「○」で囲みます。	
		「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、	
		例えば、「定款(又は会則)第○条に正社員の表決権	
		(又は議決権) は平等に一票を与えると規定」のよ	
		うに記載します。	
ハの各欄		該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は
		なお、「@」から「@」については、上記イに記載	監査法人の監査を受けている」の
		する各期間(「@」から「@」)を示したものです。	- 「はい」に「○」した場合には監
			② 「帳簿書類の備付け、取引の記
			録及び帳簿書類の保存を青色申告
			法人に準じて行っている」の「は
			い」に「〇」した場合には、第3
			表付表2「帳簿組織の状況」を記
			載し添付してください。
一の夕脚		****・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	製しが打して / にひい。
二の各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。	
		なお、「@」から「@」については、上記イに記載	
		する各期間(「@」から「@」)を示したものです。	

# 役員の状況 (第3表付表1 組織運営及び経理基準)

法人名

	<u>a</u>	<b>(b)</b>	©	<b>@</b>	e	申請時
役員数	人	人	人	人	人	人
(1)最も人数が多い「親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
						京	尤任等	をの状	沈	
氏名	住所	職名	続柄等	a	Ъ	©	<b>@</b>	e	申請時	就任・ 退任 年月日

- - 2 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、「申請時」の状況について記載が必要ですが、 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)に記載した事項について、 ②~®の欄に改めて記載する必要はありません。

#### 「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「@」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「 $\bigcirc$ 」を付します。 なお、当該「@」から「 $\bigcirc$ 」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「 $\bigcirc$ 」から「 $\bigcirc$ 」を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員又は使用人
  - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計 を維持している者
  - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」といいます。)の50%以上の株式の数又は出資の金額(以下「株式の数等」といいます。)を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

- 直接に保有する関係
  - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の 法人との関係(以下「直接支配関係」といいます。)
- 間接に保有する関係
  - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人 の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある 法人及び他方の法人との関係

## 帳簿組織の状況 (第3表付表2 組織運営及び経理基準)

法人名

伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

- 注1 「伝票又は帳簿名」欄は、「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
  - 2 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
  - 3 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
  - 4 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)に記載した内容と変更がない場合は、添付の必要はありません。

(第4表 初葉)

# 認定基準等チェック表 (第4表 事業活動基準)

\/ <b>L</b>	1	H
壮	人	21

# 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

チェック 欄

- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1

項目	a	<b>(b)</b>	©	<b>@</b>	e	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化 育成する活動						
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対 する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政 党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有•無	有・無	有•無	有・無

口

項目	<u>a</u>	<b>(b)</b>	©	<b>@</b>	e	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の 運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与 の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を 行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職に ある者に対する寄附の有無 - 89-		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ハ

項目		実績判定期間
事業費の総額	1	円
特定非営利活動に係る事業費の額	2	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	%

「ハ」について事業費以外の指標によ
り計算を行う場合には、使用した指標
及び単位を記載してください。

7 7 - 11 17 1	
使用した指標	単位

※上記指標による算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

=

項目		実績判定期間
受入寄附金総額	1	円
受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額	2	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	3	%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定 科目及び金額を記載してください。

勘定科目	金額
	円

- - 2 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合 に「○」を記載してください。
  - 3 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「ハ及び二(第4表次葉)」の記載及び添付の必 要はありません。
  - 4 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、「申請時」の欄、「ハ及び二 (第4表次葉)」 及びチェック欄の記載が必要ですが、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出 書の書類)に記載した事項について、②~⑥の欄に改めて記載する必要はありません。

## 「認定基準等チェック表」(第4表)記載要領

	項目	記 載 要 領	注 意 事 項
イ)	及び口の各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第4表付表1及び2「財産の 運用及び事業運営の状況等」を 記載し添付してください。 なお、当該「@」から「@」 については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する 各期間(「@」から「@」)を示 したものです。
	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を企欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
ハ	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る 事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業 費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分と それ以外に共通する事業費は、 それぞれに合理的に配賦しま す。
	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」 欄の金額を転記します。	
=	「受入寄附金総額のうち 特定非営利活動に係る事 業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動 に係る事業費に充てた額を記載します。	
	「受入寄附金の充当割合 ③」欄	割合が 100%を超える場合は、100%と記載します。	

#### (注意事項)

- ・ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にそれぞれ算入できます。

# 役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1 事業活動基準)

法人名

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支給したもの)について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

#### イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く)

氏 名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支給金額
					円

(注2)注1の①~④の内容を具体的に記述します。

#### ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集	計	期	間	年	. 月	日	$\sim$	年	月	日
---	---	---	---	---	-----	---	--------	---	---	---

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
人	円

注3 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、実績判定期間に係り、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありませんが、当該書類に記載した内容について変更がある場合は記載してください。また、申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までの期間に係る役員等に対する報酬又は給与の支給の有無及び状況について記載してください。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2 事業活動基準)

N. L.		-
沃	Λ	名

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族 又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注1)</sup>にある者(以下「役員等」という。)又は役員等が支配する 法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から 申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。
  - 注1「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
    - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
    - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
    - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

(-) ) (-)   P) (1) (-)	(1/4/4 - 1 ) - 1	- H - 07						
取引先の氏名等	法人との 関係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲	渡	価	格	その他の取引条件等
							円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	貸付資産の内容	貸 年月日	対	価	0)	額	その他の取引条件等
							田	

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項	Į						
(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)							

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住	所	等	支	出	金	額	支	出	年	月	日	寄附の目的等
							円						

- 注2 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2事業活動基準)」は、法第55条 第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)の提出時には記載及び添付の必要は ありません。
  - 3 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、実績判定期間に係り、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありませんが、当該書類に記載した内容について変更がある場合は記載してください。また、申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までの期間に係る取引等の有無及び状況について記載してください。

# 認定基準等チェック表 (第5表 情報公開基準)

法人名

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること

チェック 欄

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項 その他一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所おいて閲覧させることに同意する。

同 意 する しない

- ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)
- イ ② 役員名簿
  - ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)
  - ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの
- □ | 各認定基準に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ|寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

#### 次の事項を記載した書類

- ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
  - ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5者との取引
  - ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親 族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引
- ホ ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
  - ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況
    - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。)
    - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
  - ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実 施日
- △ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

- 注1 表のイ~へに掲げる書類について、市民から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所おいて閲覧させることに同意する場合に、チェック欄に「○」を記載してください。
  - 2 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。
  - 3 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規
		則)等がある場合には、その細
		則(社内規則)等を添付してく
		ださい。
「ホ」欄		③、④の「特殊の関係」とは、
		次に掲げる関係をいいます。
		① 婚姻の届出をしていない
		が事実上婚姻関係と同様の
		事情にある関係
		② 使用人である関係及び使
		用人以外の者で当該役員か
		ら受ける金銭その他の財産
		によって生計を維持してい
		る関係
		③ 上記①又は②に掲げる関
		係にある者の配偶者及び三
		親等以内の親族でこれらの
		者と生計を一にしている関
		係

## 認定基準等チェック表 (第6、7、8表 その他基準)

7/1.	r	-
VΞ.	Λ	$\sim$
175	/\	$\sim$

1 認定基準等チェック表 (第6表 事業報告書等を所轄庁に提出していることの説明)

実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する 事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁 に提出していること

チェック 欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁へ の提出の有無

<u>a</u>	<b>b</b>	©	<b>@</b>	e
有 • 無	有・無	有・無	有 • 無	有 ・ 無

2 認定基準等チェック表(第7表 公益に反する事実がないことの説明)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の 行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実 がないこと

チェック 欄

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

	a			<b>(b)</b>			<u>C</u>			<b>@</b>			e		申	請	時
有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	渊

この認定基準等チェック表 (第7表 公益に反する事実がないことの説明) は、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)の提出時 に記載及び添付する必要があります。

3 認定基準等チェック表(第8表 設立期間の説明)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を 超える期間が経過していること

チェック 欄

月日~ 月日 事業年度 設立年月日 年 月 日

- 注2 @、D、C、d、eは申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受 けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度の期間を示します。
  - 3 チェック欄には、当該表の欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合 に「○」を記載してください。
  - 4 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)の提出時に当たっては、 上記のうち1及び3の認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はあ りません。
  - 5 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、「申請時」の欄及びチェック欄の記載が必要 ですが、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書の書類)に記載した事項に ついて、②~②の欄に改めて記載する必要はありません。また、上記1及び3の認定基準 等チェック表 (第6表及び第8表) の記載の必要はありません。

備考 この様式により難いときは、この様式に<u>準</u>じた別の様式を用いることができる。 -97-

# 「認定基準等チェック表」(第6表)記載要領

項	目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通		該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「@」については、
			認定基準等チェック表(第3
			表)のイに記載する各期間
			(「@」から「@」) を示したも
			のです。

# 「認定基準等チェック表」(第7表)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「@」については、
		認定基準等チェック表(第3
		表)のイに記載する各期間
		(「@」から「@」) を示したも
		のです。

# 「認定基準等チェック表」(第8表)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表 (法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類)

法人名

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。

チェック 欄

- 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合
  - イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が 特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1 年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行 う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しく は刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地 方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又は その執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - 二 暴力団の構成員等
- 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人
- 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年 を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長 等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付 を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- 6 次のいずれかに該当する法人
  - イ 暴力団
  - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役	員のうち、次のいずれかに該当する者の有無			
	イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定 非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消し の原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動 法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であ った者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有	•	無
	П	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	•	無
	ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	•	無
	=	暴力団の構成員等の有無	有	•	無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法	はい・いいえ
	人	

3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 はい・いいえ

4		は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終 から3年を経過しない法人	はい・いいえ
-	添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること。(役員報酬等規程等提出書には添付不要)	けい・いいう

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を	1411.1111.4
	経過しない法人	12V . • V . V . Z

6	次のいずれかに該当する法人	
7	暴力団	はい・いいえ
口	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

- 注1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条 若しくは第 247 条をいいます。
  - 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号口に規定する暴力団又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
  - 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。

# 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

法人名
-----

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予定場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名				

## 様式8

## 寄附者名簿

法人名		事業年度	年	月	日~	年	月	日
-----	--	------	---	---	----	---	---	---

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日
		円	
合 計		円	

- 注1 この寄附者名簿は初回認定申請時のみ提出となります。
  - 2 条例個別指定基準を満たす認定申請、認定有効期間の更新申請及び特例認定申請は、添付の必要はありません。
  - 3 この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3か月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります。

# 法人の管理・運営について

### 4 認定 NPO 法人等の報告義務

#### (1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、下表①~ ⑨に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません(法 54 ②二~四、55 ①、62、法規 32 )。

- (注1) すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、所轄庁に事業報告 書等を提出する必要があります。
- (注2) 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁 以外の関係知事にも提出しなければなりません(法 55①、62)。

## (令和2年改正点)

#### 〇 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類		参照ページ
1	認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出	書出	113, 114
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)		
3	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する 事項を記載した書類		
4	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引ロ 役員等 (注1) との取引	前事業年	
(5)	寄附者(当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 (注2) で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限ります。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	度の収益	115~117
6	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口に係る 部分を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総 額に関する事項	の明細な	
7	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	ょど	
8	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその 金額及び使途並びにその実施日を記載した書類		

9	第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(ロの部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類(特例認定の場合も同じです。) ※認定基準等チェック表(第3表、第4表(初葉)、第5表、第	
	※認定基準等チェック表(第3表、第4表(初葉)、第5表、第   7表)、欠格事由チェック表	

(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、119 ページを御参照くだ さい。

#### (2) 助成金の報告

認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(法 543、552、62)。

#### (3) その他の報告

認定 NPO 法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
1	認定 NPO 法人等が所轄	①定款の変更の認証を受けなければなら	変更前の所
	庁の変更を伴う定款の変	ない事項(法 25③)に係る定款変更認	轄庁を経由
	更の認証を受けなければ	証申請書	して変更後
	ならない事項の申請をす	②定款の変更を議決した社員総会の議事	の所轄庁へ
	る場合(法 52③、法 62、	録の謄本	提出
	法規 30、法規 34、法 26	③変更後の定款	
	①)	④定款の変更の日の属する事業年度及び	
		翌事業年度の事業計画書及び活動予算	
		書(法 11①三又は十一に掲げる事項に	
		限ります。)	
		⑤役員名簿	
		⑥宗教活動等を主たる目的等とするもの	
		ではないこと(法2②二)及び暴力団	
		等に該当しないものであること (法 12	
		①三)を確認したことを示す書面	
		⑦直近の事業報告書等	
		⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等	
		全ての添付書類の写し	
		⑨認定等に関する書類の写し	
		⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程	
		等(寄附者名簿を除く添付書類を含み	
		ます。)の写し	
		⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績	
	到中 MDO 计上标 A LL 主书	を記載した書類	10.## 亡
2	認定 NPO 法人等の代表者	認定(特例認定)特定非営利活動法人の	川鴨汀
	の氏名に変更があった場合(法53①、法62)	代表者変更届出書	
(3)	部定 NPO 法人等がその事	   ①直近の事業報告書等	所轄庁以外
(3)	総定 NPO 伝入等がその事   務所が所在する都道府県	①旦辺の事業報音書等   ②役員名簿	別籍月以外
	以外の都道府県の区域内	②仅貝石牌   ③定款等	V/関係和事
	めバマン和旭州 ボッノ 四域円	した W 寸	

に新たに事務所を設置した場合(法53④、法62、 法規31②、法規33②)

- ④認定、特例認定又は認定の有効期間の 更新の申請書に添付した書類の写し
- ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の 更新に関する書類の写し
- ⑥法規31②及び法規33②に規定されている提出書(認定NPO法人は様式第3号、特例認定NPO法人は様式第5号)

#### 5 認定 NPO 法人等の情報公開

#### (1) 認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています(106~107 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照)(法52④、54④、法 62)。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格 事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- (7) 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

# (令和2年改正点)

(注) ①~②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分 を除くことができます(法52⑤)。

#### ≪参考≫

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています(法 54①②、法 62)。

書類名	備置き期間			
音 規 石	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人		
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書 類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(法54①)	認定の日から	特例認定の日か ら起算して3年		
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の 内容を記載した書類(法54①)	起算して5年間	問問		
前事業年度の寄附者名簿 (法 54②一)	作成の日から 起算して5年間	作成の日から 起算して3年間		
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法 54② 二)				
前事業年度の収益の明細など (法 54②三)		翌々事業年度の		
第3章「 $2(1)$ 認定の基準の概要」の $(3)$ (ロに係る部分を除きます。)、 $(4)$ イ及びロ、 $(5)$ 並びに $(7)$ に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法 $54$ ②四、法規 $32$ ②)	作成の日から起 算して5年が経 過した日を含む 事業年度の末日	末日までの間		
「助成金の支給の実績」を記載した書類(法 54③)	までの間	作成の日から特 例認定の有効期 間の満了の日ま での間		

#### (2) 所轄庁の情報公開 (閲覧・謄写)

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、56、62)。

### 認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧(所轄庁においては謄写も可能です。)対象となる 書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

# (令和2年改正点)

書類名		PO 法人等 閲覧)		轄庁 又は謄写)
報告書等(注1) 事業報告書 計算書類(活動計算書、貸借対照表) 財産目録 年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名及び 住所等並びに報酬の有無を記載した名簿) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面	0	年度の末日まで 過した日を含む事業 作成日から5年が経	0	受けたもの過去5年間に提出を
 (名簿(注1) 対等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)		(注2)		(注2)
三等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及 な格事由に該当しない旨を説明する書類	0	期認定の	0	期間定の
三等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容 記載した書類	0	有効	0	有 効

前事	業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	0		0	
	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を 記載した書類	0		0	
前	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事 項を記載した書類	0	作	×	
事	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する 事項を記載した書類		- 成 日 か		
業 年 度	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、 取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけ るそれぞれ第1順位から第5順位までの取引	0	ئ 5	0	
<b>受</b> の	ロ 役員等との取引 寄附者(当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親		年 が 経 過		_
収益の	等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	0	L	0	過去5年
明細など	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除 く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関 する事項	0	た日を含む事業年度の	0	5年間に提出を受けたも
٥	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	0	末日	0	けた。
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額 及び使途並びにその実施日を記載した書類	0	まで	0	め
(4) -	章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(口に係る部分を除きます。)、 イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事 いずれにも該当しない旨を説明する書類	0		0	
「助	成金の支給の実績」を記載した書類	0	度の末日まで (注4)	0	
<b></b> 春附	者名簿		×		×
認定	(特例認定) 申請書	×		×	
恝定	: (特例認定) 申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		X		×

- (注1) 認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません(令和2年改正法30、52⑤)。
- (注2) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。
- (注3) 特例認定 NPO 法人の場合は特例認定の日から3年間
- (注4) 特例認定 NPO 法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

#### 6 認定 NPO 法人等に対する監督等

### (1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款 に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該 認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の 区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若 しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

- ① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に提示させるものとされています(法 643)。
- ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又は口の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法 64④)。
- ③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法 64⑤)。
- ④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として 提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなっ た場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされ ています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検 査については適用しないものとされています(法 64⑥)。
- ⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを 提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではあ りません(法64⑦、41③④)。

#### (2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

- イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ①から③の認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65①)。
- ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ① (第3章「2(1)認定 の基準の概要」の(3) は除きます。) から③の認定等の取消事由のいずれかに該当する と疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置 を採るべき旨の勧告をすることができます(法65②)。
- ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該 認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます (法 65④)。
- ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならない こととされています(法 65⑤)。
- ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくは口の勧告又はハの命令をした ときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令を した旨を公示することとされています(法 653 ⑥)。
- へ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 65⑦)。
  - ① 欠格事由の概要(31 頁参照)の(1)4及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
  - ② 欠格事由の概要(31頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府 県知事又は関係市町村長

#### (3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益 が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認め るときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法66②、65⑤⑥)。

#### (4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定(以

- 下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(法67①③)。
- ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については45~46頁を参照願います。)のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
- ④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法 67②③)。
  - ① 第3章「2(1)認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)(28~30 頁参照) に掲げる基準に適合しなくなったとき
  - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「5 認定 NPO 法人等の情報公開」(1) (105 頁参照) に違反して書類を閲覧させないとき
  - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき
- ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
  - ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NPO 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法 67④、43③)。
  - ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法 67④、43④)。
  - ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 67④、49①②)
  - ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 67④、65⑦)。
    - a 欠格事由の概要 (31 頁参照) の(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察 本部長
    - b 欠格事由の概要(31頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県 知事又は関係市町村長

#### ≪参考≫ 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を 含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額<sup>(注)</sup>のうち、所得の金額の計算上損金の額に 算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益 事業(法人税法第2条第13号の収益事業を言います。(注)に同じです。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法66の11の2③~⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(51頁参照)。

#### (5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ~ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定 NPO 法人等と認定 NPO 法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(法77)。

- ロ 50 万円以下の罰金
  - 次の①~④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます(法78、79)。
  - ① 認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法 50①、62、78 二、四)
  - ② 不正の目的をもって、他の認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法 50②、62、78 三、五)
  - ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る 措置を採らなかった者(法65④、78六)
  - ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(法66①、78七)
- ハ 20 万円以下の過料

以下の①~④のいずれかに該当する場合においては、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます(法80)。

- ① 認定 NPO 法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(法 52 ①、53①)、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法 80 三)
- ② 認定 NPO 法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置きの規定(法 54①~③)に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類(第4章5(1) 「認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧) 《参考》(105~106 頁)」)を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80 四)
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定 NPO 法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定(法 49④、53④)又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定(法 52②)、認定 NPO 法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提

出の規定(法 55①②)に違反して、毎事業年度 1 回提出しなければならない書類(第 4 章 4 (1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」( $103\sim104$  頁)を参照してください)及び第 4 章 4 (3)「その他の報告」( $104\sim105$  頁参照)①、④、⑤、⑧の書類の提出を怠ったとき(法 80 五)

④ 上記(1)イ若しくは口による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法80十)

年 月 日

(宛先) 札幌市長

名 称 代表者の氏名 電 話 番 号

#### 役員報酬規程等提出書

特定非営利活動促進法第55条第1項(第62条において準用する第55条第1項)の規定により、別添のとおり役員報酬規程等の書類を提出します。

記

- 1 (認定・特例認定)の有効期間
- 2 事業年度

#### [添付書類]

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員 に対する給与の総額に関する事項
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、		⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手 先及び支出年月日
寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)		⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が二百万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細 その他の資金に関する事項		(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号 (ロに係る部分を 除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項		第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引口 役員等との取引		認定基準適合表(組織運営及び経理基準) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。  役員の状況(組織運営及び経理基準) の補足書類  監査証明書又は帳簿組織の状況(組織 運営及び経理基準)の補足書類  認定基準適合表(事業活動基準)  認定基準適合表(情報公開基準)
④ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		認定基準適合表 (その他基準) の2欄 法第47条各号のいずれにも該当しない 旨を説明する書類

#### [作成上の注意事項]

- 1 1の()内は、該当するものに○を付けてください。
- 2 法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類の添付で代えることができます。
- 3 この様式は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非活動法人が、特定非営利活動促進法 第55条第1項(第62条において準用する第55条第1項を含む。)の規定により、毎事業年度 開始の日から3カ月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁に提出す る際に使用します。
- 4 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックしてください。
- 5 提出書類の様式について

特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号(口に係る部分を除く。)、第4号イ及び口、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての認定基準適合表(組織運営及び経理基準)(※「口」欄の記載は必要ありません。)、役員の状況(組織運営及び経理基準)の補足書類、帳簿組織の状況(組織運営及び経理基準)の補足書類、帳簿組織の状況(組織運営及び経理基準)、認定基準適合表(情報公開基準)、認定基準適合表(その他基準)の2及び法第47条各号のいずれににも該当しない旨を説明する書類を使用することができますが、その際には「認定基準適合表(組織運営及び経理基準)の「年月日~年月日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

### 様式28

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

		事 兼 年 度		午 月	<b>□</b> ~	牛	月	Ħ
	  する事項 [①収益の源泉別の    源泉別の明細	明細、借入金	の明	細その他の	の資金	会に関	する	事項]
	収益源泉の内訳					金	額	
								円
	合計							円
(2) 借入金	の明細			1				
	借入先					3	含額	
								円
	合計							円
(3) その他								
費用の生ず 順次その順 との取引] (1) 収益の	日容に関する事項[②次に掲げる でる取引及び支出の生ずる取引 関位を付した場合におけるそれの生じる取引の上位5者	のそれぞれに ぞれ第一順位	から	て、取引 第五順位	金額( まで(	の最 <sup>で</sup> の取 <sup>す</sup>	も多い 引 「	ハものから ロ 役員等
氏名又は	名称 住所又は所在地	取引金額	預	取	引	内	容	等 ————
			円					
			円					
			円					
			円					
			円					
	生じる取引の上位5者							
氏名又は	名称 住所又は所在地	取引金額	預	取	引	内	容	等 ————
			円					
			円					
			円					
			円					
			円					

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人と の関係	譲渡資産の内容	譲渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付 年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務の 提供 年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	

3 寄附者に関する事項 [③寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の 事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受 領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受領年月日
					円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対しる報酬又は給与の支給(ロを除く)、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く)

1 0000 11 -711 7	- 17:17 17 11:11	H 3 - 2 - 2 - 2 - 1 - 1 - C	1/4 . ( )		
氏 名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集	計	期	間		年	Ē.	月		日	$\sim$		年	:	月		F	1							
給	与	を	得	た	職	員	0	総	数		左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
									人															円

5 支出した寄附金に関する事項[⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円		
	승 카	円		

6 海外への送金等に関する事項[⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使	途	金	額
				円

※以下の書類は所轄庁へ提出する必要はありませんが、法人において、作成、備置き、閲覧 を行う必要があります。

法人名	事業年度	年 月	日~	年	月	目	
-----	------	-----	----	---	---	---	--

資産の譲渡等の内容に関する事項[資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に 関する事項] (1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等		
譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等		
貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
(3) 役務の提供に係る料金及び条件等		
役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
		1

注 各項目の記載する欄が不足する場合は、追加してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

#### 「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

#### 1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、○○事業収益、○○資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

#### 2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

#### (注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

#### 3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

#### (注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

#### 4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数 と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程 等提出書の変更点」を御参照下さい。

#### 5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金(助成金を含みます。)について記載します。

#### 6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

#### 「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。) (1)~(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。 個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

年 月 日

(宛先) 札幌市長

名 称 代表者の氏名 電 話 番 号

#### 助成金支給実績提出書

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(第62条において準用する 第55条第2項)の規定により助成の実績を記載した書類を提出します。

記

- 1 (認定・特例認定)年月日
- 2 (認定・特例認定) 有効期間
- 3 助成金支給実績 添付のとおり

[作成上の注意事項]

1 1及び2の()内は、該当するものに○を付けてください。

#### 様式29

認定(特例認定)特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績に関する提出書

年 月 日

年 月 日

年 月 日~ 年 月 日

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(第62条において準用する場合を含む。)に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	

注 記載する欄が不足するときは、追加してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

年 月 日

(宛先) 札幌市長

名 称 代表者の氏名 電 話 番 号

#### 代表者変更届出書

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(第62条において準用する第53条第1項)の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

記

- 1 (認定・特例認定)の有効期間
- 2 変更年月日
- 3 変更後の代表者氏名
- 4 変更前の代表者氏名

[作成上の注意事項]

1 1の()内は、該当するものに○を付けてください。

# お問い合わせ先

# 札幌市市民自治推進室市民自治推進課

http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/

住 所:〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目市役所本庁13階

電話:(011)211-2964 Fax:(011)218-5156

E-mail: shimin - support@city. sapporo. jp

# 札 幌 市 市 民 活 動 サポートセンター

http://www.shimin.sl-plaza.jp/

住 所:〒060-0808 札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階

電話:(011)728-5888 Fax:(011)728-7280

E-mail: shimin - 1@shimin. sl-plaza. jp

※主たる事務所が札幌市内にあり、従たる事務所が札幌市外にあるNPO法人は 北海道が所轄庁になります。